

**平成 30 年三重県議会定例会  
総務地域連携常任委員会説明資料  
目 次**

◎議案補充説明

1 議案第 176 号 損害賠償額の決定及び和解について	1
2 指定管理者の指定に関する議案について	3
議案第 181 号 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツ の杜 伊勢の指定管理者の指定について	3
議案第 182 号 三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について	
	15
議案第 183 号 三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について	
	23

◎所管事項

1 「三重県土地利用基本計画」最終案について	31
2 「第 2 次三重県スポーツ推進計画（仮称）」中間案について	37
3 福井国体での本県の競技成績と今後の取組について	43
4 南部地域活性化の取組について	49
5 審議会等の審議状況について（報告）	51

○別冊資料

- (別冊 1) 「三重県土地利用計画」最終案  
(別冊 2) 「第 2 次三重県スポーツ推進計画（仮称）」中間案

**平成 30 年 12 月 11 日  
地域連携部**

(議案補充説明)

1 議案第 176 号 損害賠償の額の決定及び和解について

1 概要

平成 30 年 8 月 7 日、職員が松阪庁舎職員第 2 駐車場において、草刈作業を行っていた際、飛び石により駐車していた車両の助手席左側の窓ガラス等を損傷しました。このため、その損害について賠償する必要があります。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方

津市久居縁が丘町二丁目 27-5

笠井 昭博

3 損害賠償の額

146,485 円

4 損害賠償の内容

車両助手席左側窓ガラス等の修理に要した費用

5 再発防止について

今回の事故の発生原因である飛び石は、草刈業務中に発生したものであり、今後、草刈業務等庁舎管理に関する業務の実施にあたっては、作業箇所付近の駐車区画に駐車しないよう、十分に周知するとともに、飛び石防止のための安全確認やネットの使用等の必要な安全対策を行うなど、注意するよう徹底していきます。



## (議案補充説明)

### 2 指定管理者の指定に関する議案について

#### | 三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通 G スポーツの杜 伊勢の指定管理者の指定について

##### 1 議案

議案第 181 号「三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通 G スポーツの杜 伊勢の指定管理者の指定について」

##### 2 指定管理者の指定

地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局が所管している三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通 G スポーツの杜 伊勢について、平成 31 年 4 月 1 日から新たな指定管理者による管理を行わせるため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例第 6 条第 2 項及び三重県都市公園条例第 14 条の 6 第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を求めるものです。

##### 3 対象施設

施設名称（設置場所）

三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿（鈴鹿市御園町 1669 番地）

三重交通 G スポーツの杜 伊勢（伊勢市宇治館町 510 番地）

##### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 鈴鹿市御園町 1669 番地

名 称 三重県体育協会グループ

代表者 公益財団法人三重県体育協会 理事長 東地 隆司

##### 5 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

##### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

###### (1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 30 年 7 月 20 日（金）から平成 30 年 9 月 7 日（金）まで行った結果、次の事業者から申請がありました。

・三重県体育協会グループ（鈴鹿市御園町 1669 番地）

代表団体 公益財団法人三重県体育協会

構成団体 株式会社ジャパンスポーツ運営

###### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会」を設置し、経

費だけでなくサービス提供の水準も含めて総合的な審査及び評価を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 後藤 洋子 (三重大学教育学部教授)

委 員 山下 謙一郎 (公認会計士)

委 員 清水 栄嗣 (特定非営利活動法人伊賀フューチャーズクラブ  
理事長)

委 員 橋本 由紀子 (四日市商業高等学校ハンドボール部外部コーチ)

委 員 宮崎 つた子 (公募委員)

イ 審査の経過

平成30年 6月26日 (火) 第1回選定委員会 (審査基準及び  
配点表の作成)

平成30年10月11日 (木) 第2回選定委員会 (ヒアリング審査)

平成30年10月18日 (木) 第3回選定委員会 (総合審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請者が提案した主な内容、審査基準及び配点、県が求めた水準等について  
は、別紙のとおりです。

※別紙「提案内容及び審査の概要」

エ 審査結果 (評価点数 1,250点満点)

第1順位 三重県体育協会グループ (評価点 1,021点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 鈴鹿市御園町1669番地

名 称 三重県体育協会グループ

代表者 公益財団法人三重県体育協会 理事長 東地 隆司

カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、

- ・三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通 G スポーツの杜 伊勢の目的や役割を十分に理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
- ・施設の特性を理解しており、現場ニーズに応える対応が示されていること。
- ・「三重とこわか国体・三重とこわか大会」や「東京オリンピック・パラリンピック」に向け、関係団体、競技団体との連携協力や配慮がなされていること。

など県の求める管理水準を満たしていると認められることから、三重県体育協会グループを選定しました。

## 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者管理運営業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

### (1) 県民サービスの向上の取組

- ・三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿では、最寄のバス停と敷地内との無料シャトルバスの運行や、施設内の無料 Wi-Fi の整備等により、利用者の利便性が向上されます。
- ・三重交通 G スポーツの杜 伊勢では、新しくなった陸上競技場を活用し、各種イベントの開催や地元の学校・企業等の運動会等を誘致するなど、県民の利用機会が広がります。
- ・「三重とこわか国体・三重とこわか大会」や「東京オリンピック・パラリンピック」に向けた関係団体・競技団体との連携・協力とともに、県民の施設利用についても配慮がされています。

### (2) 経費の状況

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、以下のとおりです。

県が提示した指定期間中の 指 定 管 理 料 上 限 額 ①	指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)
1, 896, 849千円	1, 896, 849千円	0千円

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な事項は次のとおりです。

### (1) 県施策への配慮

「三重とこわか国体・三重とこわか大会」や「東京オリンピック・パラリンピック」に向けた連携・協力を求めます。

また、県が推進する、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインの普及、障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理業務を行うよう、指定管理者に求めます。

### (2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨に則り、管理業務に係る情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

#### (3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在、費用負担について予め定めます。

#### (4) 利用者の意見等の反映

施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等現場ニーズを把握し、その後の管理運営業務へ反映するよう、指定管理者に求めます。

また、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」開催に向けた関係団体等との連携・協力や、選手強化に向けた競技力向上対策への取組、さらに「東京オリンピック・パラリンピック」に向けたサポート等を指定管理者に求めます。

#### (5) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。

設置基準の変更等の法改正等に伴い管理施設の整備が必要となった場合や、地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、県がリスクを負担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合のリスクは指定管理者が負担するものとします。

#### (6) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度に提出される業務計画書については、事業概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

#### (7) 業務報告書の提出

月毎に利用者数、利用料金の実績額、実施事業の状況等をまとめ、また、四半期毎には、利用者の満足度、利用者からの意見や苦情及びその対応等をまとめ、県に報告するよう、指定管理者に求めます。

なお、県には、指定管理者に対し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

#### (8) 事業報告書の提出

年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等をまとめ、県に報告するよう、指定管理者に求めます。

#### (9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、県は、隨時、当該施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次の具体的な手続きを進めます。

平成30年12月 指定管理者の指定

平成31年 3月 協定書の締結

平成31年 4月1日 指定管理者による指定管理の開始



提案内容及び審査の概要(三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容
			三重県体育協会グループ
1 管理運営方針に関する事項			
a 管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の施策と合致しているか。		1 管理運営の総合的な基本方針 両施設の設置目的、「みえ県民力ビジョン」、「三重県スポーツ推進条例」等に基づき、県民の「利用者満足度の向上」と「平等利用」を基本に県の中核的スポーツ施設としての機能・特性を最大限活用するため、下記の基本方針により一體的な管理運営を行う。 (1) 県の施策「『幸福実感日本一』の三重」を目指して、その実現に寄与 (2) 施設管理運営の業務実績、競技団体等と連携した施設運営（中核的能力） (3) 競技力向上及び生涯スポーツの拠点施設としての役割・使命の達成 (4) 「地域の憩いの場」「体験・交流の場」の創造を通じた集客交流の促進 (5) 要援護者への配慮等、平等性・公平性の確保 (6) 近隣施設や地元地域との連携による施設運営 (7) 県の施策（スポーツ、集客交流以外）実現を目指した取組の実施 また、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」や「東京オリンピック・パラリンピック」等の大規模大会に向けて積極的に支援を行う。 46年間にわたるスポーツ・社会教育施設の管理運営の経験と実績を有しており、加盟団体等との包括的な連携を行うことで施設の特性を存分に發揮し、公共性・公益性・経済性の確保や県民と顔の見える関係で利用者サービスを図る施設運営を行う。
	県の施策実現に貢献する方策が示されているか。		
	施設の特性や業務内容を理解しているか、管理を総合的かつ適切に行えるか。		
	社会的弱者等への配慮等、公平・公正な利用について考慮しているか。		
	指定管理者としての意欲や熱意、責任を感じられるか。		
b 成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか、自己評価の体制及び基準は確立されているか。		2 成果目標 スポーツの杜鈴鹿 利用者数 H31年度 512,000人、H32年度 523,000人、H33年度 534,000人、H34年度 545,000人、H35年度 556,000人 スポーツの杜伊勢 利用者数 H31年度 360,000人、H32年度 368,000人、H33年度 376,000人、H34年度 384,000人、H35年度 392,000人
c 企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か。		3 企業（団体）の社会的責任 グループの代表構成員である（公財）三重県体育協会の定款の目的である「スポーツを振興し、県民体力の向上とスポーツ精神を養成すること」の達成並びに県が所管する公益財團法人として、県が推進する施策の実現に向けて施設の管理運営に取り組むことが社会的責任と考え、様々な関係団体との協力体制のもと、団体の運営理念に基づき、社会的責任を果たすべく両施設の管理運営を行う。
		250点	215点

## 提案内容及び審査の概要(三重交通G スポーツの社 鈴鹿及び三重交通G スポーツの社 伊勢)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			三重県体育協会グループ	
2 運営業務に関する事項				
a 利用料金の設定、収受方法、減免等	利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、減免の考え方は適切か、公益上必要と認められるか。		1 利用時間・休館日 可能な限り休業日を削減し、営業時間を延ばすことで、スポーツに触れる機会を増加させ、利用者サービスの向上を図る。	
b 利用時間・休館日	利用者の利便性を考慮したものであるか。		2 貸館業務の手続き 競技力向上の拠点としての機能と生涯スポーツ振興の中核施設としての役割を果たすため、それぞれの利用形態に応じて貸館業務手続きを実施し、可能な限り簡易な手法で手続きを行う。	
c 貸館業務の手続き	利用の申込から許可までの一連の手続方法をどう計画しているか、利用者にとって簡単な手続きか。		3 主催事業 生涯スポーツへの導入として多くの県民が参加できる多種多様なスポーツ教室や、スポーツ指導者等が技術や知識を学ぶ場として各種講習会を開催する。	
d 主催事業（指導者講習会を含む）	施設の設置目的、方針等と整合性があるか、具体的なアイデアや工夫があるか、実施時期・内容は適切か。		4 利用者サービス向上策 現在実施中のサービスに加え、隣接するスポーツマンハウス鈴鹿を活用したサービス等、「県民の顔の見える」更なる利用者サービスの向上に努める。	
e 利用者サービス向上策	利用者のニーズ（満足度）を考慮したものであるか。		5 広報活動 施設の魅力と多様な主催事業について、主要メディアのみではなく、地域型メディアを含む広報活動を行う。	
f 広報活動	業務の仕様を満たし、かつ効果的なものであるか。		6 利用者増大策 スポーツマンハウス鈴鹿を活用した施設提供や主催事業（スポーツ教室）の充実、平日利用の増大策に取り組み、施設稼働率を高め、毎年度2%の利用者数の増加を図る。	
g 利用増大策	具体的で適切か、独自性があり実行が可能か、継続的な利用者増につながるか。		7 他団体・地域との連携 下記団体等と連携及び協力を図りながら両施設の運営業務を行う。 (1) 県、協会加盟団体（加盟競技団体、加盟地域団体、加盟学校体育団体） (2) 地元地域 (3) 障がい者スポーツ団体やレクリエーション団体 (4) 全国大会の主催者 等 また、「三重どこわか国体・三重どこわか大会」に向けた大会運営の協力や、競技力向上対策の取組、「東京オリンピック・パラリンピック」事前キャンプ等へのサポートを関係団体等と連携しながら行う。	464点
h 他団体・地域との連携	地域スポーツの推進に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか。  競技力向上対策に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか。  東京オリンピック・パラリンピックに向けた連携・協力について、県及び関係団体と円滑に行うことができるか。	550点	8 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 利用者の意見や要望を的確に把握し、サービス向上・スタッフの資質向上・運営の効率化等の情報材料として多くの意見が聞き取れるよう意見収集及び対応を行う。	
i 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	どのような方法で把握しようとしているか、意見や苦情を業務に反映するシステムについて考えているか、利用者満足の向上につながるか。		9 施設経営の実績 46年間にわたり、当該施設を含むスポーツ施設・社会教育施設を管理運営してきた経験と実績とノウハウを有しており、専門性・特性を發揮し、公共性・公益性の確保とサービス向上を図った施設運営を行う。	
j 施設経営の実績	同種同規模の施設経営の実績があるか、公営施設の指定管理を行った経験年数等の実績があるか。			

提案内容及び審査の概要(三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			三重県体育協会グループ	
3 管理業務に関する事項			1 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法 安全で快適な施設環境を提供しながら、効率的な管理運営を実践する。両施設の設備を適切に維持管理するために、一部の業務について県の承認のうえ再委託を行うが、委託先を地元企業とすることで、地元企業の活性化及び雇用の創出を行う。また、簡易な修繕については、スタッフが行うなど維持管理上のコスト削減に取り組む。	
a 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法	常に施設を清潔に保つとともに、機能・環境を維持し、競技会等の開催に支障なく安全で安心して利用できるよう、現任の維持管理レベル以上の水準が保たれているか。		2 利用者の安全確保策、事故防止策 日常から予防保全と情報収集に努め、緊急時には冷静かつ迅速な対応、被害状況の的確な把握、適切な判断による応急措置を行う。	
b 利用者の安全確保策、事故防止策	施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等は考慮されているか。		3 緊急時・事故発生時の対応等危機管理 危機管理全般に対応するために策定した危機管理マニュアルに基づき、利用者に対し冷静で適切な緊急時対応を行う。隨時、マニュアルの見直しを行うことで万全の危機管理体制の確保に努める。	
c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか。	250点	4 個人情報保護 「(公財)三重県体育協会個人情報保護実施要領」及び「(公財)三重県体育協会特定個人情報取扱規程」に基づき、厳正に管理を行う。	
c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか。		5 情報公開 「(公財)三重県体育協会情報公開実施要領」に基づき、積極的に情報公開を実施し、保有する情報の一括の公開を図り、県民に説明する責務を果たし、透明性・信頼性を高める。	188点
d 個人情報保護	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか。			
e 情報公開	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切な提案がなされているか。			
d 個人情報保護	個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか。			
e 情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか。			

提案内容及び審査の概要(三重交通G スポーツの社 鈴鹿及び三重交通G スポーツの社 伊勢)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容								
			三重県体育協会グループ								
4 収支計画に関する事項			●スポーツの社鈴鹿及び スポーツの社伊勢計 指定管理料の上限 総額 1,896,849千円 平成31年度 378,000千円 平成32年度 378,364千円 平成33年度 385,823千円 平成34年度 378,448千円 平成35年度 376,214千円	100点	三重県体育協会グループ						
a 収支計画の積算 の考え方	収入・支出の積算内容は妥当なものか、提案事業 が十分に実施できる収支計画となっているか。		【収支計画書】スポーツの社鈴鹿及びスポーツの社伊勢 計 単位:千円		年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	合計
	コスト削減方策は実効性があり創意工夫されてい るか。		内訳 指定管理料	591,500	598,663	610,523	606,081	608,401	3,015,168		
			利用料金收入	378,000	378,364	385,823	378,448	376,214	1,896,849		
			参加料收入	145,423	149,354	150,873	155,388	158,496	759,534		
			その他収入	59,721	60,923	62,134	63,376	64,645	310,799		
				8,356	10,022	11,693	8,869	9,046	47,986		
			支出計	591,500	598,663	610,523	606,081	608,401	3,015,168		
			【収支計画書】スポーツの社鈴鹿		年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	合計
			内訳 指定管理料	475,784	479,957	490,364	487,480	489,334	2,422,919		
			利用料金收入	312,101	311,071	318,693	312,713	311,071	1,565,649		
			参加料收入	109,561	112,775	113,562	117,331	119,678	572,907		
			その他収入	48,006	48,974	49,946	50,944	51,964	249,834		
				6,116	7,137	8,163	6,492	6,621	34,529		
			支出計	475,784	479,957	490,364	487,480	489,334	2,422,919		
			【収支計画書】スポーツの社伊勢		年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	合計
			内訳 指定管理料	115,716	118,706	120,159	118,601	119,067	592,249		
			利用料金收入	65,899	67,293	67,130	65,735	65,143	331,200		
			参加料收入	35,862	36,579	37,311	38,057	38,818	186,627		
			その他収入	11,715	11,949	12,188	12,432	12,681	60,965		
				2,240	2,885	3,530	2,377	2,425	13,457		
			支出計	115,716	118,706	120,159	118,601	119,067	592,249		

76点

提案内容及び審査の概要(三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			三重県体育協会グループ	
5 組織及び人員に関する事項			1 職員の雇用形態、勤務体系、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等 利用者サービス向上のためには、特別開場等に対応した営業時間を設定し、施設営業時間を可能な限り延長する必要があるため、効率的な人員配置を行うことが可能な雇用形態及び勤務形態でスタッフを雇用する。雇用時には次世代育成支援策として育児休暇や介護休暇について定めた規程の整備を行い、適正な雇用体制を確保する。 両施設では、各管理事務所が施設内に分散しており、各事務所に人員を固定すると非効率な人員配置となるため、利用状況等に応じた柔軟な人員配置を行う。	
a 職員の雇用形態、勤務形態、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等	利用者ニーズに的確に応えるきめ細かなサービスの提供ができる管理体制となっているか。	100点	2 職員の人材育成の基本方針、研修計画等 常に利用者から信頼されるスタッフの育成と適切な管理運営を行うことができるよう、当財団人材育成方針に基づき、スタッフの育成を行う。スタッフはON-JTによる接遇向上を図りながら、OFF-JTとして指導技術、管理技能の向上及び資格取得のための各種講習会へ参加できるようサポートを行う。	78点
b 職員の人材育成の基本方針、研修計画等	どのような人材育成方針か、研修計画は効果的で適切か、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等が計画されているか。		3 持続的・安定的に運営できる財政的基盤 県の指定管理料と各施設の利用料金収入により適正かつ安定的な運営を行ってきた。特に利用料金制度の導入後は、経営努力の結果、収支差で器具購入や施設整備を行い県及び県民に還元している。	
c 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。			
総合審査結果	1,250点			1,021点

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	鈴鹿市御園町1669番地 三重県体育協会グループ 公益財團法人三重県体育協会 理事長 東地 隆司
選定委員会の講評	指定管理者としての過去の実績に加え、熱意と責任を感じられる。東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会における、関係団体、競技団体との連携・協力や配慮がなされている。また、平日昼間の利用拡大や無料シャトルバスによる利用者の送迎など、施設の稼働率や利便性の向上策を考えるとともに、自らの施設維持修繕の計画も持っている。このような提案から、指定管理者に相応しいと判断した。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。



## II 三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について

### 1 議案

議案第 182 号 「三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について」

### 2 指定管理者の指定

地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局が所管している三重県営松阪野球場について、平成 31 年 4 月 1 日から新たな指定管理者による管理を行わせるため、三重県営松阪野球場条例第 5 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を求めるものです。

### 3 対象施設

施設名称（設置場所）

三重県営松阪野球場（松阪市立野町 1370 番地）

### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 鈴鹿市御園町 1669 番地

名 称 公益財団法人三重県体育協会

代表者 理事長 東地 隆司

### 5 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

#### （1）指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 30 年 7 月 20 日（金）から平成 30 年 9 月 7 日（金）まで行った結果、次の 2 事業者から申請がありました。

- ・公益財団法人三重県体育協会（鈴鹿市御園町 1669 番地）
- ・三幸株式会社（東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4 号）

#### （2）選定委員会による審査

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけでなくサービス提供の水準も含めて総合的な審査及び評価を行いました。

##### ア 選定委員会構成員

委員長 後藤 洋子（三重大学教育学部教授）

委 員 山下 謙一郎（公認会計士）

委 員 清水 栄嗣（特定非営利活動法人伊賀フューチャーズクラブ  
理事長）

委 員 橋本 由紀子（四日市商業高等学校ハンドボール部外部コーチ）

委 員 宮崎 つた子（公募委員）

#### イ 審査の経過

平成30年 6月26日（火） 第1回選定委員会（審査基準及び配点表の作成）  
平成30年10月11日（木） 第2回選定委員会（ヒアリング審査）  
平成30年10月18日（木） 第3回選定委員会（総合審査）

#### ウ 提案内容及び審査の概要等

申請者が提案した主な内容、審査基準及び配点、県が求めた水準等については、別紙のとおりです。

※別紙「提案内容及び審査の概要」

#### エ 審査結果（評価点数 1,200点満点）

第1順位 公益財団法人三重県体育協会（評価点 947点）  
第2順位 三幸株式会社（評価点 759点）

#### オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 鈴鹿市御園町1669番地  
名称 公益財団法人三重県体育協会  
代表者 理事長 東地 隆司

#### カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、

- ・県営松阪野球場の目的や役割を十分に理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
- ・施設の特性を理解しており、現場ニーズに応える対応が示されていること。
- ・「三重とこわか国体」に向け、具体的に関係団体との連携協力が可能であり、また、「東京オリンピック・パラリンピック」等への協力体制が整っていること。

などに優位性が認められることから、公益財団法人三重県体育協会を選定しました。

### 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者管理運営業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

#### （1）県民サービスの向上の取組

- ・利用者アンケート等の実施により、利用者の要望等へよりきめ細かい対応が期待できます。
- ・早朝野球や日没野球に対応できるよう夏期の営業時間を延長することで、スポーツに触れる機会が増えます。

- ・地域や関係団体との連携により、スポーツ教室や各種スポーツ体験会等で、野球をはじめとする多様な教室等が開催されることになります。
- ・「三重とこわか国体」や「東京オリンピック・パラリンピック」に向けた関係団体・競技団体との連携・協力とともに、県民の施設利用についても配慮がされています。

## (2) 経費の状況

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、以下のとおりです。

県が提示した指定期間中の 指 定 管 理 料 上 限 額 ①	指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)
105,000千円	105,000千円	0千円

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な事項は次のとおりです。

### (1) 県施策への配慮

「三重とこわか国体」や「東京オリンピック・パラリンピック」に向けた連携・協力を求めます。

また、県が推進する、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインの普及、障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理業務を行うよう、指定管理者に求めます。

### (2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨に則り、管理業務に係る情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

### (3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在、費用負担について予め定めます。

### (4) 利用者の意見等の反映

施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意

見等を把握し、その後の管理運営業務へ反映するよう、指定管理者に求めます。

また、「三重とこわか国体」開催に向けた関係団体等との連携・協力や、選手強化に向けた競技力向上対策の取組、さらに「東京オリンピック・パラリンピック」に向けたサポート等を指定管理者に求めます。

#### (5) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。

設置基準の変更等の法改正等に伴い管理施設の整備が必要となった場合や、地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、県がリスクを負担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合のリスクは指定管理者が負担するものとします。

#### (6) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度に提出される業務計画書については、事業概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

#### (7) 業務報告書の提出

月毎に利用者数、利用料金の実績額、実施事業の状況等をまとめ、また、四半期毎には、利用者の満足度、利用者からの意見や苦情及びその対応等をまとめ、県に報告するよう、指定管理者に求めます。

なお、県には、指定管理者に対し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

#### (8) 事業報告書の提出

年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等をまとめ、県に報告するよう、指定管理者に求めます。

#### (9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、県は、隨時、当該施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

### 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次の具体的な手続きを進めます。

平成30年12月 指定管理者の指定

平成31年 3月 協定書の締結

平成31年 4月1日 指定管理者による指定管理の開始

## 提案内容及び審査の概要(三重県営松阪野球場)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			公益財団法人三重県体育協会	三幸株式会社
1 管理運営方針に関する事項	成果目標 利用者数 35,800人／年度	250点	<p>1 管理運営の総合的な基本方針</p> <p>向施設の設置目的、「みえ県民力ビジョン」、「三重県スポーツ推進条例」等に基づき、県民の「利用者満足度の向上」と「平等利用」を基本に県の中核的スポーツ施設としての機能・特性を最大限活用するため、下記の基本方針により一體的な管理運営を行う。</p> <p>(1) 県の施策「『幸福実感日本一』の三重」を目指して、その実現に寄与</p> <p>(2) 施設管理運営の業務実績、競技団体等と連携した施設運営（中核的能力）</p> <p>(3) 競技力向上及び生涯スポーツの拠点施設としての役割・使命の達成</p> <p>(4) 野球場を活用した集客交流の促進</p> <p>(5) 要援護者への配慮等、平等性・公平性の確保</p> <p>(6) 地元地域と連携した施設運営</p> <p>(7) 県の施策（スポーツ、集客交流以外）実現を目指した取組の実施</p> <p>また、「三重とこわか国体」や「東京オリンピック・パラリンピック」等の大規模大会に向けて積極的に支援を行う。</p> <p>46年間にわたるスポーツ・社会教育施設の管理運営の経験と実績を有しており、加盟団体等との包括的な連携を行うことで施設の特性を存分に発揮し、公共性・公益性・経済性の確保や県民と顔の見える関係で利用者サービスを図る施設運営を行う。</p>	<p>1 管理運営の総合的な基本方針</p> <p>三重県の施策（みえ県民力ビジョン、三重県スポーツ推進計画）及び三重県営松阪野球場の設置目的を十分に理解し、次の4つの取組方針を掲げ、多様なサービスを展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 野球等の普及、健康づくりの推進</li> <li>(2) スポーツを通じた地域交流</li> <li>(3) スポーツ県民の育成</li> <li>(4) 地域資源の活用と連携</li> </ul> <p>当社は三重県内において、4自治体、38施設の指定管理者を務めており、県内におけるネットワークを最大限に活用し、さらには全国ネットワークを活かした事業展開を約束する。</p> <p>2 成果目標 利用者数 H31年度 34,233人、H32年度 35,602人、H33年度 37,026人、H34年度 38,507人、H35年度 40,047人</p> <p>3 企業（団体）の社会的責任 当社は、法令順守、環境対策、透明性のある運営により社会的責任を果たしていく。三重県の地元雇用、納税義務などにとどまらず、日々の企業活動を行なう上で、様々なステークホルダー（利害関係者）のニーズに沿った「企業の社会的責任」を果たしていく。</p>
b 成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか、自己評価の体制及び基準は確立されているか。	208点	2 成果目標 利用者数 H31年度 37,000人、H32年度 38,000人、H33年度 39,000人、H34年度 40,000人、H35年度 41,000人	156点
c 企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か。		3 企業（団体）の社会的責任 (公財) 三重県体育協会定款の目的にある「スポーツを振興し、県民体力の向上とスポーツ精神を養成すること」の達成並びに県が推進する施策の実現に向けて事業を行うことが社会的責任と考え、様々な関係団体との協力体制のもと、団体の運営理念に基づき、社会的責任を果たすべく施設の管理運営を行う。	

## 提案内容及び審査の概要(三重県営松阪野球場)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			公益財団法人三重県体育協会	三幸株式会社
2 運営業務に関する事項				
a 利用料金の設定、収受方法、減免等	利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、減免の考え方は適当か、公益上必要と認められるか。		1 利用時間・休館日 可能な限り休業日を削減し、早朝野球や日没野球に対応できるよう夏期の営業時間を延ばすことで、スポーツに触れる機会を増加させ、利用者サービスの向上を図る。	1 利用時間・休館日 月曜日を開場日とし、多くの県民に利用いただけるようにする。また、利用時間の延長が必要な場合は可能な限り対応する。
b 利用時間・休館日	利用者の利便性を考慮したものであるか。		2 貸館業務の手続き 競技力向上の拠点としての機能と生涯スポーツ振興の施設としての役割を果たすため、可能な限り簡易な手法で手続きが完了できる方法を採用する。	2 貸館業務の手続き 大会等の開催については各団体との事前協議により決定することもとより、一般利用については利用規程に則り、施設の効用を最大限に発揮でき、かつ公平・公正な貸館業務を行う。
c 貸館業務の手続き	利用の申込から許可までの一連の手続方法をどう計画しているか、利用者にとって簡便な手続きか。		3 利用者サービス向上策 46年にわたる施設運営の実績により、施設に求められるサービス内容を把握している。それらを踏まえ、スポーツをする人、見る人、支える人を括げるという視点の基に、県民と顔の見える利用者サービスの向上に努める。	3 利用者サービス向上策 利用者目線に立ち、行き届いたホスピタリティ溢れる柔軟な対応と施設利用者・来場者の立場に立ったスマートな施設運営を実行していくことで、利用者に満足・納得・評価していただける指定管理者を目指す。
d 利用者サービス向上策	利用者のニーズ（満足度）を考慮したものであるか。		4 広報活動 施設の魅力・自主事業について、主要メディアのみではなく、地域型メディアを含む広報活動を行う。	4 広報活動 (1) 施設リーフレット及び施設情報誌の制作、設置 (2) 松阪市の広報紙「広報まつさか」の活用と自治会におけるチラシ回覧 (3) インターネットを活用した最新情報提供 (4) 情報掲示板・インフォメーションコーナーの設置 (5) 地元メディアとの連携
e 広報活動	業務の仕様を満たし、かつ効果的なものであるか。			
f 利用増大策	具体的で適切か、独創性があり実行が可能か、利用者増につながるか。		5 利用者増大策 松阪市を含めた他団体との連携を図りながら、新しい「松阪スタジアム」を目指し利用者の拡大を図る。 (1) 主催事業（スポーツ教室）の充実 野球教室・スポーツレクリエーション・障がい者スポーツ等の企画 (2) 施設の有効活用 他団体と協力し、野球以外のスポーツレクリエーションや障がい者スポーツ、プラスバンド演奏会、グラウンドゴルフ等の実施 (3) スポーツイベント等の開催 日頃の成果を発揮する場として、冠大会や独自大会の実施、体验型無料開放イベントの実施	5 利用増大策 当社は、施設を可能な限り有効活用し、その利用を促進していくために、いかに利用者目線でサービスを提供できるかが何よりも重要であると考える。そこで、世代・性別・障がいの有無などを問わず、あらゆる県民がより多くの機会で幅広く施設を利用できるよう配慮を欠かさず、常に利用者目線でサービス提供を目指す。
g 他団体・地域との連携	地域スポーツの推進に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか。  競技力向上対策に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか。	500点	6 他団体・地域との連携 下記団体等と連携及び協力を図りながら施設運営業務を行う。 (1) 本協会加盟団体（スポーツ協会、競技団体、レクリエーション協会、スポーツ少年団、三重県障がい者スポーツ協会等） (2) 他団体 また、「三重とこわか団体」に向けた大会運営の協力や、競技力向上対策の取組、「東京オリンピック・パラリンピック」事前キャンプ等へのサポートを関係団体等と連携しながら行う。	6 他団体・地域との連携 地域住民にとって活力にあふれた暮らしやすい地域社会づくりに貢献するため、地元自治体、三重県内の総合型地域スポーツクラブ、自治会、県民グループ、ボランティア組織、NPO法人、各学校、県の公的機関と連携を深めながら地域に密着した施設運営を行う。 また、2021年には三重とこわか団体が開催されることから、指定管理者として団体の成功に向け最大限の協力をを行う。
h 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	どのような方法で把握しようとしているか、意見や苦情を業務に反映するシステムについて考えているか、利用者満足の向上につながるか。		7 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 利用者の意見や要望を的確に把握し、サービス向上・スタッフの資質向上・運営の効率化等の情報材料として多くの意見が聞き取れるよう利用者アンケート等により意見収集及び対応を行う。	7 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 現在の利用者を中心とした「顧客的なニーズ」の収集とともに、これから施設へ足を運んでいただきたい方への「潜在的なニーズ」の掘り起こしにも努める。
i 施設経営の実績	同種同規模の施設経営の実績があるか、公営施設の指定管理を行った実績があるか。		8 施設経営の実績 46年にわたるスポーツ施設・社会教育施設を管理運営してきた経験と実績とノウハウを有しており、専門性・特性を発揮し、公共性・公益性・経済性・利便性の確保とサービス向上を図った施設運営を行う。	8 施設経営の実績 公共施設の指定管理者として、全国17自治体23案件91施設の運営を行っている。

## 提案内容及び審査の概要(三重県営松阪野球場)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容																																																																																																													
			公益財団法人三重県体育協会	三幸株式会社																																																																																																												
3 管理業務に関する事項																																																																																																																
a 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法	常に施設を清潔に保つとともに、機能・環境を維持し、競技会等の開催に支障なく安全で安心して利用できるよう、現在の維持管理レベル以上の水準が保たれているか。 施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等は考慮されているか。		1 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法 安全で快適な施設環境を提供しながら、効率的な管理運営を実践する。施設の設備を適切に維持管理するため、一部の業務については県の承認のうえ再委託を行う。また、委託先を地元企業とすることで、地元企業の活性化及び雇用の創出を行う。 特にニーズの高い内外野の不陸修正工事は年2回行うなど、「三重とこわか国体」等の大規模大会に向けて十分配慮した維持管理に努める。	1 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法 施設・設備の維持管理。保守管理について64年の実績を持つビルメンテナンス会社であり、施設の管理、点検、修繕、清掃、植栽管理、保安警備等施設マネジメントについては専門分野である。PDCAマネジメントサイクルに基づく継続的な業務改善を行い、県民に「安全性」「快適性」「利便性」を感じていただけるようスタッフが一丸となり快適な施設環境づくりに取り組む。																																																																																																												
b 利用者の安全確保策、事故防止策	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか。 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか。	250点	2 利用者の安全確保策、事故防止策 日常から予防保全と情報収集に努め、緊急時には冷静かつ迅速な対応、被害状況の把握、適切な判断による応急措置を行う。	2 利用者の安全確保策、事故防止策 施設利用者に対する安全対策について考え、取り組み、確認し、改善を繰り返し実践することで、「施設の安全」、「利用者の安全」、「事故防止」に万全を期す。また、当社は「警備業の認定」を受けており、この経験を活かし安全管理の徹底を図る。																																																																																																												
c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか。 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切な提案がなされているか。		3 緊急時・事故発生時の対応等危機管理 危機管理全般に対応するため、危機管理マニュアルに基づき、利用者に対し冷静で適切な緊急時対応を行う。 また、隨時、危機管理マニュアルの見直しを行うことで万全の危機管理体制の確保に努める。	3 緊急時・事故発生時の緊急対応 県担当者をはじめとした関係各所の緊急連絡先一覧や各種対応フローチャートを作成し、非常に備える。また、三重県地域防災計画に基づき、災害発生などの非常時における具体的な行動をサポートする「防災マニュアル」を設置する。																																																																																																												
d 個人情報保護	個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか。		4 個人情報保護 「(公財)三重県体育協会個人情報保護実施要領」に基づき、厳正に管理を行う。	4 個人情報保護 JIS Q 15001(個人情報保護マネジメントシステム)及び個人情報保護に関する法令に基づき「個人情報保護方針」を定め、すべての従業員へ徹底している。																																																																																																												
e 情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか。		5 情報公開 「(公財)三重県体育協会情報公開実施要領」に基づき、積極的に情報公開を実施し、保有する情報の一層の公開を図り、県民に説明する責務を果たし、透明性・信頼性を高める。	5 情報公開 指定管理業務にかかる情報の開示請求に対して速やかに対応できるように情報公開要領を作成する。																																																																																																												
4 収支計画に関する事項																																																																																																																
a 収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算内容は妥当なものか、提案事業が十分に実施できる収支計画となっているか。 コスト削減方策は実効性があり創意工夫されているか。	100点	指定管理料の上限 総額：105,000千円  【収支計画書】 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="5">単位:千円</th></tr><tr><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th><th>34年度</th><th>35年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入計</td><td>22,470</td><td>22,784</td><td>22,918</td><td>23,102</td><td>23,250</td></tr><tr><td>内訳：指定管理料</td><td>21,000</td><td>21,000</td><td>21,000</td><td>21,000</td><td>21,000</td></tr><tr><td>利用料金收入</td><td>1,320</td><td>1,534</td><td>1,618</td><td>1,702</td><td>1,800</td></tr><tr><td>参加料收入</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td><td>200</td><td>250</td></tr><tr><td>その他収入</td><td>100</td><td>150</td><td>150</td><td>200</td><td>200</td></tr><tr><td>支出計</td><td>22,470</td><td>22,784</td><td>22,918</td><td>23,102</td><td>23,250</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>114,524</td></tr></tbody></table>	年度	単位:千円					31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	収入計	22,470	22,784	22,918	23,102	23,250	内訳：指定管理料	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	利用料金收入	1,320	1,534	1,618	1,702	1,800	参加料收入	50	100	150	200	250	その他収入	100	150	150	200	200	支出計	22,470	22,784	22,918	23,102	23,250						114,524	三幸株式会社 【収支計画書】 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="5">単位:千円</th></tr><tr><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th><th>34年度</th><th>35年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入計</td><td>24,640</td><td>24,491</td><td>24,516</td><td>24,542</td><td>24,568</td></tr><tr><td>内訳：指定管理料</td><td>20,700</td><td>20,500</td><td>20,500</td><td>20,500</td><td>20,700</td></tr><tr><td>利用料金收入</td><td>1,250</td><td>1,275</td><td>1,300</td><td>1,325</td><td>1,352</td></tr><tr><td>自主事業收入</td><td>1,735</td><td>1,751</td><td>1,751</td><td>1,751</td><td>1,751</td></tr><tr><td>その他収入</td><td>955</td><td>965</td><td>965</td><td>965</td><td>4,815</td></tr><tr><td>支出計</td><td>24,640</td><td>24,491</td><td>24,516</td><td>24,542</td><td>24,568</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>122,757</td></tr></tbody></table>	年度	単位:千円					31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	収入計	24,640	24,491	24,516	24,542	24,568	内訳：指定管理料	20,700	20,500	20,500	20,500	20,700	利用料金收入	1,250	1,275	1,300	1,325	1,352	自主事業收入	1,735	1,751	1,751	1,751	1,751	その他収入	955	965	965	965	4,815	支出計	24,640	24,491	24,516	24,542	24,568						122,757	74点	58点
年度	単位:千円																																																																																																															
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度																																																																																																											
収入計	22,470	22,784	22,918	23,102	23,250																																																																																																											
内訳：指定管理料	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000																																																																																																											
利用料金收入	1,320	1,534	1,618	1,702	1,800																																																																																																											
参加料收入	50	100	150	200	250																																																																																																											
その他収入	100	150	150	200	200																																																																																																											
支出計	22,470	22,784	22,918	23,102	23,250																																																																																																											
					114,524																																																																																																											
年度	単位:千円																																																																																																															
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度																																																																																																											
収入計	24,640	24,491	24,516	24,542	24,568																																																																																																											
内訳：指定管理料	20,700	20,500	20,500	20,500	20,700																																																																																																											
利用料金收入	1,250	1,275	1,300	1,325	1,352																																																																																																											
自主事業收入	1,735	1,751	1,751	1,751	1,751																																																																																																											
その他収入	955	965	965	965	4,815																																																																																																											
支出計	24,640	24,491	24,516	24,542	24,568																																																																																																											
					122,757																																																																																																											

## 提案内容及び審査の概要(三重県営松阪野球場)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			公益財団法人三重県体育協会	三幸株式会社
5 組織及び人員に関する事項				
a 職員の雇用形態、勤務形態、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等	利用者ニーズに的確に応えるきめ細かなサービスの提供ができる管理体制となっているか。		1 職員の雇用形態、勤務体系、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等  利用者サービス向上のためには、特別開場等に対応した開館時間を設定し、施設開館時間を可能な限り延長する必要があるため、効率的な人員を配置する雇用形態及び勤務形態でスタッフを雇用する。  なお、施設の繁忙期、緊急時、その他職員に不測の事態があれば、協会事務局職員28名が全面的にバックアップする体制を整えている。	1 職員の雇用形態、勤務体系、業務内容、保有資格、職員の配置、勤務ローテーション等  他指定管理施設における責任者経験を有するスタッフを配置し、そのスタッフを中心とした明確な指揮命令系統を確立する。施設責任者の下には運営リーダー、維持管理リーダーを配置し、安定した管理運営の構築を図る。また、名古屋支店及び本社サポート機構が全面的なバックアップを行う。
b 職員の人材育成の基本方針、研修計画等	どのような人材育成方針か、研修計画は効果的で適切か、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等が計画されているか。	100点	2 職員の人材基本方針、研修計画等  常に利用者から信頼されるスタッフの育成と適切な管理運営を行なうことができるよう、(公財)三重県体育協会人材育成方針に基づき、スタッフの育成を行う。スタッフはON-JTによる接遇向上を図りながら、OFF-JTとして指導技術、管理技能の向上及び資格取得のための各種講習会へ参加できるようサポートを行う。	2 職員の人材基本方針、研修計画等  職員の成長こそが会社の成長であり、より良いサービスの提供を可能にする最大のポイントであると考えており、施設に対する課題を踏まえたオリジナルの研修カリキュラムを策定し、施設に即した内容の研修を実施する。
c 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。		3 持続的・安定的に運営できる財政的基盤  県の指定管理料と各施設の利用料金収入により適正かつ安定的な運営を行ってきた。特に利用料金制度の導入後は、経営努力の結果、収支差で器具購入や施設整備を行い県民に還元している。	3 持続的・安定的に運営できる財政的基盤  全社でコスト管理の徹底、組織改編、採用育成といった取組みが一定の効果を出し、順調に収益を上げており、安定した経営状況である。
総合審査結果		1,200点		947点
				759点

### 第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	鈴鹿市御薗町1669番地 公益財団法人三重県体育協会 理事長 東地 隆司
選定委員会の講評	委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に最も高い評価を得た者が指定管理者として最も相応しいと判断する。このことから委員会としては、得点合計第1位の中請者が指定管理者として適当であると認めるものである。  特に過去の指定管理の実績に加え、平日昼間、中学校・高校の部活動にグラウンドを開放するなど野球人口の裾野を拡大したり、競技力を向上させるための具体的で現実的な方策を示している。また、利用者の目線に立ち、現場ニーズに応える維持管理の対応が提示されていること、三重とこわか国体に向け具体的に関係団体と連携・協力することなどが評価できる。  知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をすること、指定管理者の指導監督に努められたい。

### III 三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について

#### 1 議案

議案第183号「三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について」

#### 2 指定管理者の指定

地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局が所管している三重県営ライフル射撃場について、平成31年4月1日から新たな指定管理者による管理を行わせるため、三重県営ライフル射撃場条例第5条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を求めるものです。

#### 3 対象施設

施設名称（設置場所）

三重県営ライフル射撃場（津市中村町字国主谷）

#### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 津市大門10番1号

名 称 三重県ライフル射撃協会

代表者 会長 中村 孝夫

#### 5 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

##### （1）指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成30年7月20日（金）から平成30年9月7日（金）まで行った結果、次の事業者から申請がありました。

・三重県ライフル射撃協会（津市大門10番1号）

##### （2）選定委員会による審査

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけでなくサービス提供の水準も含めて総合的な審査及び評価を行いました。

##### ア 選定委員会構成員

委員長 後藤 洋子（三重大学教育学部教授）

委 員 山下 謙一郎（公認会計士）

委 員 清水 栄嗣（特定非営利活動法人伊賀フューチャーズクラブ  
理事長）

委 員 橋本 由紀子（四日市商業高等学校ハンドボール部外部コーチ）

委 員 宮崎 つた子（公募委員）

#### イ 審査の経過

- 平成30年 6月26日（火） 第1回選定委員会（審査基準及び配点表の作成）  
平成30年10月11日（木） 第2回選定委員会（ヒアリング審査）  
平成30年10月18日（木） 第3回選定委員会（総合審査）

#### ウ 提案内容及び審査の概要等

申請者が提案した主な内容、審査基準及び配点、県が求めた水準等については、別紙のとおりです。

※別紙「提案内容及び審査の概要」

#### エ 審査結果（評価点数 1,200点満点）

第1順位 三重県ライフル射撃協会（評価点 823点）

#### オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 津市大門10番1号  
名称 三重県ライフル射撃協会  
代表者 会長 中村 孝夫

#### カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、

- ・ライフル射撃場の管理者に必要な専門性を備えており、過去の施設経営の実績もあり、安全で適切な管理運営が期待できること。
- ・施設の効率的な管理運営を行いながら、幅広い年齢層や障がい者への利用拡大を行うなどライフル射撃の普及に努力が伺えること。
- ・「三重とこわか国体」や「東京オリンピック・パラリンピック」に向け、関係団体と連携協力し、サービス向上と利用者増加を図ろうとしていること。

など県の求める管理水準を満たしていると認められることから、三重県ライフル射撃協会を選定しました。

### 7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者管理運営業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

#### （1）県民サービスの向上の取組

- ・クラブ合宿など利用にあたっては、利用日、利用時間等の要望に柔軟に対応します。
- ・ビームライフル体験会の実施により、ライフル射撃に触れたことのなかった県民のみなさまにも射撃に親しむ機会が広がります。
- ・「三重とこわか国体」や「東京オリンピック・パラリンピック」に向けた関係団

体・競技団体との連携協力とともに、県民の施設利用についても配慮がされています。

## (2) 経費の状況

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、以下のとおりです。

県が提示した指定期間中の 指 定 管 理 料 上 限 額 ①	指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)
2, 010千円	2, 010千円	0千円

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な事項は次のとおりです。

### (1) 県施策への配慮

「三重とこわか国体」や「東京オリンピック・パラリンピック」に向けた連携・協力を求めます。

また、県が推進する、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインの普及、障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理業務を行うよう、指定管理者に求めます。

### (2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨に則り、管理業務に係る情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

### (3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在、費用負担について予め定めます。

### (4) 利用者の意見等の反映

施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営業務へ反映するよう、指定管理者に求めます。

また、「三重とこわか国体」開催に向けた関係団体等との連携・協力や、選手強化に向けた競技力向上対策の取組、さらに「東京オリンピック・パラリンピック」

に向けたサポート等を指定管理者に求めます。

#### (5) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。

設置基準の変更等の法改正等に伴い管理施設の整備が必要となった場合や、地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、県がリスクを負担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合のリスクは指定管理者が負担するものとします。

#### (6) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度に提出される業務計画書については、事業概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

#### (7) 業務報告書の提出

月毎に利用者数、利用料金の実績額、実施事業の状況等をまとめ、また、四半期毎には、利用者の満足度、利用者からの意見や苦情及びその対応等をまとめ、県に報告するよう、指定管理者に求めます。

なお、県には、指定管理者に対し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

#### (8) 事業報告書の提出

年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等をまとめ、県に報告するよう、指定管理者に求めます。

#### (9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、県は、隨時、当該施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

### 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次の具体的な手続きを進めます。

平成30年12月 指定管理者の指定

平成31年 3月 協定書の締結

平成31年 4月1日 指定管理者による指定管理の開始

## 提案内容及び審査の概要(三重県営ライフル射撃場)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			三重県ライフル射撃協会	
1 管理運営方針に関する事項				
a 管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の施策と合致しているか。	成果目標 利用者数 930人/年度	1 管理運営の総合的な基本方針 スポーツにより、人々に夢と感動を与え、県民の皆さん的一体感の醸成につなげるとともに、人と人、地域と地域の絆づくりを進め、活力に満ちた三重を創っていくため、ライフル射撃を通じスポーツの推進に取り組む。 より多くの県民の方に公平かつ公正に利用いただけるよう管理運営を行うとともに、射撃場の存在をアピールし利用の促進に努める。 射撃場の利用にあたっては、ライフル銃の管理及びライフル射撃の安全確保の指導を行うとともに、幅広い年齢層のライフル射撃に興味のある方が競技力を向上させることができるよう支援を行う。 利用者の方への安全に対する情報提供や指導の実績を踏まえながら、環境保全に努め、安全第一に管理運営を行う。 県の施策に貢献できるよう心がけ管理運営を行う。利用許可やHPでの情報発信など管理運営業務の各場面における基盤である人権意識の高揚に努める。また、女性も使いやすい競技環境への工夫やユニバーサルデザインの視点からHP・施設の工夫改善などを心がけ、標的交換機等のメンテナンスや利用者へ周知などにより鉛害防止に努める。 東京オリンピック・パラリンピックに向けて事業実施に協力する。 三重とこわか国体及びリハーサル大会等の関連事業について事業実施に協力する。	
	県の施策実現に貢献する方策が示されているか。			
	施設の特性や業務内容を理解しているか、管理を総合的かつ適切に行えるか。			
	社会的弱者等への配慮等、公平・公正な利用について考慮しているか。			
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか。			
b 成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか、自己評価の体制及び基準は確立されているか。	250点	2 成果目標 年間利用者数 930人	172点
c 企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か。		3 企業（団体）の社会的責任 近年の社会情勢の中、会員以外の県営ライフル射撃場の利用者すべてに対して、銃器の安全な利用、確実な保管管理について情報提供及び指導をしていく。 施設の管理運営においては、適正な予算執行体制を整えるとともに、関係法令遵守、鉛害防止などの環境安全など、公の施設の管理者としての社会的責任についても果たしていく。	

## 提案内容及び審査の概要(三重県営ライフル射撃場)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			三重県ライフル射撃協会	
2 運営業務に関する事項				
a 利用料金の設定、収受方法、減免等	利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、減免の考え方は適当か、公益上必要と認められるか。		1 利用時間・休館日 大会等準備のための早朝開場や、大学のクラブ合宿利用などの要望があれば、利用日・利用時間等柔軟に対応する。	
b 利用時間・休館日	利用者の利便性を考慮したものであるか。		2 利用者サービス向上策 利用者に快適な環境で利用いただけるよう可能な範囲で施設の改善に努め、サービス向上を目指す。飲料水の自動販売機について設置業者と協議を行う。	
c 貸館業務の手続き	利用の申込から許可までの一連の手続方法をどう計画しているか、利用者にとって簡便な手続きか。		3 広報活動 広く射撃競技に興味のある方に向け、射撃場の開放イベント等を計画し、ホームページでの広報のほか、近隣の中学校・高校に告知する活動を予定している。	
d 利用者サービス向上策	利用者のニーズ（満足度）を考慮したものであるか。		4 利用増大策 今後ホームページを拡充し、県民に広くアピールして利用者増につなげる。また、県内だけでなく、近隣の各射撃協会・大学クラブ等にも電子機器になった利点を改めて告知し、継続的に利用を働きかける。 将来有望なジュニア層の発掘・育成を行うため、射撃を理解していただけるようなイベント等を開催する。	
e 広報活動	業務の仕様を満たし、かつ効果的なものであるか。		5 他団体・地域との連携 ライフル部のある久居高校とは常時連絡を取り、運営のサポートを行っている。 三重とこわか国体に向けて選手層を拡充するため、新たな高校の射撃部設立を働きかけるとともに、県や津市と連携を取り、団体に向けた施設の維持管理及び準備を行う。 日本ライフル射撃協会や日本障害者スポーツ射撃連盟を通じて、オリンピック・パラリンピックのキャンプ等の依頼があった場合は、協力して実施する。また、日本障害者スポーツ連盟と協力し、障害者のスポーツ振興を図る。	
f 利用増大策	具体的で適切か、独自性があり実行が可能か、継続的な利用者増につながるか。	500点	6 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 射撃場に設置した利用案内の看板やインターネット等により、問い合わせだけでなく、意見・要望等を聞き取り、管理運営に反映させる。	365点
g 他団体との連携	地域スポーツの推進に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか。  競技力向上対策に関する連携・協力について、県及び関係団体等と円滑に行うことができるか。  東京オリンピック・パラリンピックに向けた連携・協力について、県及び関係団体と円滑に行うことができるか。  三重とこわか国体等に向けた連携・協力について、県及び関係団体と円滑に行うことができるか。		7 施設経営の実績 指定管理者制度導入以降、無事故で射撃場を管理している。台風被害による休場時には施設の修繕と備品の整理を行い、より早い復旧を行うなど利用者に快適に利用いただけるよう射場整備に努めている。	
h 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	どのような方法で把握しようとしているか、意見や苦情を業務に反映するシステムについて考えているか、利用者満足の向上につながるか。			
i 施設経営の実績	同種同規模の施設経営の実績があるか、公営施設の指定管理を行った経験年数等の実績があるか。			

## 提案内容及び審査の概要(三重県営ライフル射撃場)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容																																											
			三重県ライフル射撃協会																																											
<b>3 管理業務に関する事項</b>																																														
a 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理方法	常に施設を清潔に保つとともに、機能・環境を維持し、競技会等の開催に支障なく安全で安心して利用できるよう、現在の維持管理レベル以上の水準が保たれているか。		当協会の理事会の決定に基づき、事務局が維持管理の統括を行う。事務局の指示により射撃場スタッフが清掃及び整備を行い、射撃場の運営を行う。 管理にあたっては、環境保全に配慮し、射撃場の良好な競技環境を維持する。また、射撃経験が豊富で銃の管理に精通したスタッフを配置し、適切な施設利用を図るとともに、危機管理体制を整備し、利用者の安全確保を第一に管理を行う。 緊急時の連絡網を整備し、災害時には利用者の安全を第一に考え、射撃場スタッフが利用者の避難誘導や連絡を行う。																																											
b 利用者の安全確保策、事故防止策	施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等は考慮されているか。																																													
	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか。																																													
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか。																																													
c 緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか。																																													
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切な提案がなされているか。																																													
d 個人情報保護	個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか。																																													
e 情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか。																																													
<b>4 収支計画に関する事項</b>																																														
a 収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算内容は妥当なものか、提案事業が十分に実施できる収支計画となっているか。		指定管理料の上限 総額 2,010千円 平成31年度 402千円 平成32年度 402千円 平成33年度 402千円 平成34年度 402千円 平成35年度 402千円																																											
	コスト削減方策は実効性があり創意工夫されているか。																																													
			【収支計画書】 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th><th>34年度</th><th>35年度</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入計</td><td>1,482</td><td>1,482</td><td>1,482</td><td>1,482</td><td>1,482</td><td>7,410</td></tr><tr><td>内訳</td><td>指定管理料</td><td>402</td><td>402</td><td>402</td><td>402</td><td>2,010</td></tr><tr><td></td><td>利用料金収入</td><td>1,080</td><td>1,080</td><td>1,080</td><td>1,080</td><td>5,400</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>支出計</td><td>1,482</td><td>1,482</td><td>1,482</td><td>1,482</td><td>1,482</td><td>7,410</td></tr></tbody></table>	年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	合計	収入計	1,482	1,482	1,482	1,482	1,482	7,410	内訳	指定管理料	402	402	402	402	2,010		利用料金収入	1,080	1,080	1,080	1,080	5,400								支出計	1,482	1,482	1,482	1,482	1,482	7,410	
年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	合計																																								
収入計	1,482	1,482	1,482	1,482	1,482	7,410																																								
内訳	指定管理料	402	402	402	402	2,010																																								
	利用料金収入	1,080	1,080	1,080	1,080	5,400																																								
支出計	1,482	1,482	1,482	1,482	1,482	7,410																																								

## 提案内容及び審査の概要(三重県営ライフル射撃場)

審査項目／審査基準	県が求めた水準 (成果目標数値)	配点	主な提案内容	
			三重県ライフル射撃協会	
5 組織及び人員に関する事項			事務局は、県との連絡調整、申請業務、経理を担当する。射撃場スタッフは、利用者からの利用申し込み受付・清算等、及び射撃場内の安全確保を担当する。射撃場スタッフには整備担当を配置し、射撃場施設の安全で快適な利用に必要な整備等を行う。 定例で、年に一度、射場管理当番で人権研修や火災時の誘導、救命救急研修を行う。また、法改正があった場合は、臨時の勉強会を開き、日本ライフル射撃協会の競技ルールの変更があった場合は、新規ルールの説明会を開き職員の資質向上を図る。	66点
a 職員の雇用形態、勤務形態、業務内容、保有資格、職員の配属、勤務ローテーション等	利用者ニーズに的確に応えるきめ細かなサービスの提供ができる管理体制となっているか。	100点		
b 職員の人材育成の基本方針、研修計画等	どのような人材育成方針か、研修計画は効果的で適切か、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等が計画されているか。			
c 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。			
総合審査結果	1,200点			823点

### 第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	津市大門10番1号 三重県ライフル射撃協会 会長 中村 孝夫
選定委員会の講評	ライフル射撃場の管理者に必要な専門性を備えており、過去の施設経営の実績もあり、安全で適切な管理運営が期待できる。施設の効率的な管理運営を行なながら、幅広い年齢層や障がい者への利用拡大を行うなどライフル射撃の普及に努力が伺える。また、東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体に向け、関係団体と連携協力し、サービス向上と利用者増加を図ろうとする提案を評価し、指定管理者に相応しいと判断した。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示するなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

# 1 「三重県土地利用基本計画」最終案について

## 1 「三重県土地利用基本計画」最終案について

三重県国土利用計画（以下「県計画」という。）（平成 20～29 年）の期間満了に伴い、県計画の性格を併せ持つ三重県土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）を新たに策定することとしました。

平成 30 年 6 月 20 日の常任委員会で示した原案を基に、平成 30 年 7 月 26 日から 8 月 27 日まで意見募集（パブリックコメント）を実施するとともに、国、市町、関係機関への意見照会を行い、平成 30 年 10 月 22 日の第 55 回三重県国土利用計画審議会での審議を経て、最終案としてとりまとめました。

## 2 意見聴取について

意見募集（パブリックコメント）および、国、市町、関係機関に意見照会を行った結果、語句の修正等軽微な変更は行いましたが、6 月 20 日に示した原案を大きく変更するような意見はありませんでした。

なお、意見聴取による主な意見及び修正内容については、別紙 1 のとおりです。

## 3 今後の対応

本委員会でのご意見をふまえて内容を調整し、基本計画として平成 30 年 12 月下旬に公表を行う予定です。

また、関係部局や市町に対しては、当基本計画を周知するため、情報提供するとともに、必要に応じて説明してまいります。

## （参考）策定経緯

＜時期＞ ＜内容＞

- |              |  |
|--------------|--|
| 平成29年11月     | ◆第 53 回三重県国土利用計画審議会（「県計画」の「基本計画」への統合に係る審議） |
| 平成29年12月     | ◎総務地域連携常任委員会（「県計画」の「基本計画」への統合について説明）       |
| 平成30年5月      | ◆第 54 回三重県国土利用計画審議会（「基本計画」（原案）に係る審議）       |
| 平成30年6月      | ・府内への意見照会                                  |
| 平成30年6月      | ◎総務地域連携常任委員会（「基本計画」（原案）について説明）             |
| 平成30年6月      | ・国への事前協議                                   |
| 平成30年6月      | ・市町への意見聴取                                  |
| 平成30年7月      | ・パブリックコメント（7月 26 日から 8 月 27 日）             |
| 平成30年10月     | ◆第 55 回三重県国土利用計画審議会（「基本計画」（案）に係る審議）        |
| 平成30年10月     | ・国への意見聴取                                   |
| 平成30年12月     | ◎総務地域連携常任委員会（「基本計画」（最終案）について説明）            |
| 平成30年12月（予定） | ・公表、配布                                     |

総務地域連携常任委員会(平成30年6月20日)以降の土地利用基本計画(案)にかかる対応等

資料1

1 庁内意見(6月6日照会、6月21日回答期限)…2部局2課、10項目

No	箇所・項目	頁	行	基本計画(案)の表記等	意見等	対応	備考
1	本文	3	32	「平成27年には <u>1,047人</u> (平成7年比44.8%)に減少」	数値が誤っているので、平成27年度国勢調査結果に基づき修正されたい。	【意見のとおり修正】 「平成27年には <u>1,016人</u> (平成7年比43.5%)に減少」	森林林業経営課
2	本文	11	25	「所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。」	平成30年5月25日に成立した「森林経営管理法」において、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託、若しくは、再委託できない森林等においては市町村が管理を実施する「新たな森林経営管理制度」が平成31年4月より施行されることが決定しため、その趣旨を挿入されたい。	【意見のとおり修正】 「所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、所有者自らが経営管理を実施できない場合や急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。」	森林林業経営課
3	本文	11	30	「国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用」	三重県の土地利用基本計画であるので、国産材ではなく、県産材の利用拡大と明記した方が良い。	【意見のとおり修正】 「県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用」	森林林業経営課
4	本文	16	21	「荒廃が進みつつある森林はその復元を図るものとする。」	元の姿に戻す=「復元」より、失われつつある機能を取り戻す=「再生」の方が表現としては適正であると考えられるため、文言を変えた方が良い。	【意見のとおり修正】 「荒廃が進みつつある森林はその再生を図るものとする。」	森林林業経営課
5	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法「三重県都市計画基本方針」	法定義務ではないことを表現するため、外枠に「(任意)」と追加されたい。	【意見のとおり修正】	都市政策課
6	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法「圏域マスターplan」	法定義務ではないことを表現するため、外枠に「(任意)」と追加されたい。	【意見のとおり修正】	都市政策課
7	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法「圏域マスターplan」 H30.4月策定	策定日が <u>3月30日</u> であったため、日付を修正されたい。	【意見のとおり修正】 「H30.3月策定」	都市政策課
8	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法 「三重県都市計画圏域マスターplan」	正式な名称でないので、正式な名称「圏域マスターplan(県内5圏域)」に変更されたい。	【意見のとおり修正】	都市政策課
9	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法 「三重県都市計画区域マスターplan」	正式な名称でないので、正式な名称「都市計画区域マスターplan(県内21区域)」に変更されたい。	【意見のとおり修正】	都市政策課
10	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>都市計画法 「市町村マスターplan」	三重県においては、村がないことから「市町マスターplan」に修正されたい。	【意見のとおり修正】	都市政策課

No	箇所・項目	頁 行	基本計画(案)の表記等	意見等	対応	備考
11	参考資料		図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>国土利用計画法「三重県計画」	都市計画法の表記との整合を図るため、国土利用計画においても「三重県計画」の横に「(任意)」を明記する。	【修正】	事務局
12	参考資料		図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>国土利用計画法「市町計画」	都市計画法の表記との整合を図るため、国土利用計画においても「市町計画」の横に「(任意)」を明記する。	【修正】	事務局
13	参考資料		図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>森林法 「市町村森林整備計画」	国土利用計画法、都市計画法の表記に合わせ、「市町村」を「市町」に変更する。	【修正】	事務局

## 2 常任委員会意見(6月20日開催)

委員名	意見等	回答	今後の対応等	備考
三谷委員	土地利用基本計画に「災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限する」「災害リスクの高い場所から低い場所へ誘導する」などの記述があるが、どのあたりまで災害リスクを公表し、指導していくのか。	土地利用基本計画の下に各個別法の計画があり、住宅地の安全対策であれば、都市計画の基本方針やマスタープランの中で、具体的に検討されていくことになります。	各個別法に基づく諸計画は、上位法である国土利用計画法の土地利用基本計画との整合を保つ形で、修正等が行われます。	
三谷委員	災害リスクについては、基本的な部分できちんとした方向性を示し、各部署が判断していくということにしていたら必要があると思う。	計画の参考部分で、いろいろな災害リスクを説明するような形で、情報提供していきたいと考えています。	土地利用において想定される自然災害のリスクについて、関係部局に説明し、情報提供していきます。	

### 3 市町意見(6月27日照会、7月18日回答期限)…3市、4項目

No	市町名	頁	行	基本計画(案)の表記等	意見等	対応・表記等	備考
14	津市	16	4	(農用地区域) 「他用途への転用は行わない。」	前回の意見聴取において、「地域未来投資促進法や農村産業法等、個別法における特例は当該個別法において条件が示されるべきであり、特段の記載を予定していない」との回答であったことから、「個別法において特例等が規定されている場合を除き」との文言を加えるべきでは。	【不採用】 個別法の特例は、一般計画の例外を示すものであり、土地利用基本計画に優先されるものと解されます。農地転用においても、これまでリゾート法などの特例措置による事例があり、当該法に定める方法により、農地転用等の手続きが行われています。そのため、敢えて「個別法の特例等を除く」と記載する必要はないと考えます。	H30.07.18、津市に説明。了解済み。
15	鈴鹿市	15	19	(市街化調整区域) 「土地利用の集約化に伴い生じる未利用地等については、……」	「土地利用の集約化に伴い生じる未利用地等」とは、具体的に何を指しているのでしょうか？ 「都市地域」は都市計画法に基づく内容と理解していますか、もし、土地利用の集約化が、農業政策によるものであれば、その結果により生じた未利用地であることを明記したほうが良くないでしょうか？(都市計画法に基づき、市街化調整区域で土地利用の集約化を進めるようにも受け取れます。)	【不採用】 第5次国土利用計画(全国計画)において、地域類型別の国土利用の基本方向として、「都市」(P8)では、「地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するように誘導していく。」と記載されています。土地利用の集約化は、農業政策のみに限定されたものではなく、都市計画マスターplan等でも示される、土地利用の方針であると考えます。	H30.7.19、鈴鹿市に説明。了解済み。
16	鈴鹿市	15	20	(市街化調整区域) 「計画的に森林や自然公園等他用途への転換を図るなど、……」	「都市地域」については、都市計画法に基づく内容と理解しておりますが、都市計画法にて計画的に森林や自然公園等他用途への転換を図ることは可能でしょうか？(都市計画法に基づき、計画的に森林や自然公園等他用途への転換を図るようにも受け取れます。)	【不採用】 第5次国土利用計画(全国計画)の地域類型別の「都市」(P8)では、「美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る」とされており、自然を配した都市の形成は、計画を以て実行されると考えられます。	H30.7.19、鈴鹿市に説明。了解済み。
17	名張市	15	1	1 都市地域 「…総合的に開発し、整備し、及び保全する…」	都市計画法では、整備し、開発し、及び保全するという言い方が一般的であるため。「…総合的に整備し、開発し、及び保全する…」に変更してはどうか。	【不採用】 都市計画法では、「整備、開発及び保全」という並び方が一般的ですが、他方で「開発整備」という語句があり、当該箇所では、まず開発を行い、整備して、保全するという順番に沿った文脈となっていることから、現在の並びのままとしたいと考えます。	H30.7.19、名張市に説明。了解済み。

4 国事前協議(6月27日照会、8月7日回答)…2省庁、7項目

No	箇所・項目	頁	行	基本計画(案)の表記等	意見	理由等	備考
18	本文	0	9~10	<土地利用基本計画の趣旨> 「変更に際しては、これまで別に策定していた県国土利用計画を本土地利用基本計画に統合し、県土利用の総合の方針を示す計画として、一本化することとする。」	変更する土地利用基本計画は、国土利用計画法上の国土利用計画ではないので、「統合し一本化する」という表現を、「性格を併せ持つ」に変更すること。	【意見のとおり修正】 「変更に際しては、当基本計画は国土利用計画(県計画)の性格を併せ持つものとし、県土利用の総合の方針を示す計画として改定する。」	国土交通省
19	参考資料			図<国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系>欄外下注意書き 「※各個別法における県の方針や計画の策定の際は、関係機関に対し、意見照会や職員の協議の場への参加を求めることにより、内容の調整を行っている。」	同上。	【意見のとおり修正】 「今回の改定により、三重県土地利用基本計画は三重県国土利用計画の性格を併せ持つ県土利用の総合の方針を示す計画とします。」	国土交通省
20	本文	4 6	7 1	「農地の集積・集約化」(2箇所)	「農地の集積・集約」と「農地の集積・集約化」が混在していたため、語句を統一してはどうか。	【意見のとおり修正】 「農地の集積・集約」(2箇所)	国土交通省
21	本文	4	1~6	(本文中の農家の耕作面積、耕作放棄地の面積が「ha」で表記)	表記誤り。「ha」を「km <sup>2</sup> 」に修正すること。	【意見のとおり修正】	国土交通省
22	本文	5	11	「~認定申請を行ううえで、」	他の箇所との語句の統一。「うえで」を「上で」に修正してはどうか。	【意見のとおり修正】	中部地方整備局
23	本文	15	40	「~圃場の大区画化などにより、」	文章の適正化。「などに」を「等に」に変更してはどうか。	【意見のとおり修正】	農林水産省
24	用語集				「荒廃農地」と「耕作放棄地」という2つの類似する表記があり、「耕作放棄地」の定義を明確にするため、用語集に「耕作放棄地」を追加してはどうか。	【意見のとおり追加】 「耕作放棄地：以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。」	農林水産省

## 5 パブリックコメント

(1) 意見募集期間 平成30年7月26日から平成30年8月27日まで

(2) いただいたご意見 1件

分類・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
県土の特性を活かした土地利用 ア 北勢地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢地域のインフラ整備は進んでいるとは言えず、高速道路の延伸や改善により通り抜け易くなったが、生活圏では渋滞が多発している。活性化のためには、片側一車線区間を二車線区間にするなどの方策が必要である。</li> <li>・県土の特性を活かそうとするなら、リニアの駅誘致は、亀山市中心部ではなく、鈴鹿市か伊賀市にするべきではないか。</li> </ul>	<p>土地利用基本計画は、三重県における現状と将来予測をもとに、三重県の今後十年程度の土地利用のあり方を示すものです。そのため、道路や鉄道などの具体的な方策については、それぞれ個別の施策において、検討していくことになります。いただいたご意見については、担当課に伝えさせていただきます。</p>
県土の特性を活かした土地利用 イ 中南勢地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中南勢地域の人口減少は、緩やかではなく、市街地においても加速していくと思われる。少子化を加速している原因は、交通渋滞であり、夕方においても都市間の往来がスムーズになれば、子どもにかかる用事も容易に行うことができる。県道整備と渋滞緩和対策は、育児支援と捉えて促進するべきである。</li> </ul>	<p>子どもを産み育てやすい生活環境づくりは、少子化対策において、非常に重要なと考えられます。 一方、人口減少社会においては、これまでの社会インフラをすべて維持していくことは難しく、効率的かつ効果的な都市整備を行うことが重要です。土地利用基本計画も、その方向性をもとに策定しています。</p>
県土の特性を活かした土地利用 ウ 伊勢志摩地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客はバスからレンタカーに移っており、鉄道の振興は不要。伊勢志摩地域は道路が足りない。</li> <li>・グリーンインフラに投資せずとも、空き家を撤去すれば、緑化が進むと考えられる。</li> </ul>	<p>伊勢志摩地域は、鉄道や高速道路により比較的容易にアクセスできることから、人口減少社会においても継続的に観光客が訪れるよう、自然や個性ある景観等、地域の魅力を向上させていくことが、重要であると判断しました。</p>
県土の特性を活かした土地利用 エ 伊賀地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀地域の人口減少に対応するには、伊賀市と名張市の合併が必要ではないか。</li> <li>・北勢地域から伊賀地域への交通は、亀山市内の片側一車線区間がネックになっており、高速道路の使用では運送コストが嵩むので、対処すべきである。</li> </ul>	<p>土地利用基本計画は、三重県における現状と将来予測をもとに、三重県の今後十年程度の土地利用のあり方を示すものです。そのため、自治体の合併や道路事業等、具体的な方策については、それぞれ所管する組織において、検討していくことになります。いただいたご意見については、担当課に伝えさせていただきます。</p>
県土の特性を活かした土地利用 オ 東紀州地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東紀州地域は、村おさめをしなければならないような状況になっていると思われるが、そういった言及がない。</li> </ul>	<p>地域によっては、行政の効率を高めるために、住宅地や公共施設を都市の中心部や生活拠点等へ誘導する考え方を、当計画では示しています。</p>
県土の特性を活かした土地利用 カ 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路渋滞は、県内総生産を下げるのみならず、県内の遠方に実家等がある場合、その支援を受けにくい状況をつくっている。</li> <li>・一律の育児短時間勤務が、午後3時から午後6時頃に渋滞を発生させて、住みにくさが増している。</li> <li>・男性に対する育児支援の予算分だけでも道路に充てれば、渋滞が緩和されるのではないか。</li> </ul>	<p>土地利用基本計画は、三重県における現状と将来予測をもとに、三重県の今後十年程度の土地利用のあり方を示すものです。そのため、道路事業等の具体的な方策については、それぞれ所管する組織において、検討していくことになります。いただいたご意見については、担当課に伝えさせていただきます。</p>

## 2 「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」中間案について

三重県スポーツ推進条例のめざす姿「県民力を結集した元気なみえ」を実現するため、平成30（2018）年度までの4年間を計画期間とする三重県スポーツ推進計画を策定し、これまでスポーツの推進に係る取組を進めてきました。

こうした中、平成33（2021）年に開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会を見据え、引き続き、本県のスポーツ推進を図るため、平成31（2019）年度からの4年間を計画期間とする「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」を策定することとし、三重県スポーツ推進審議会及び作業部会の委員からの意見を踏まえ、中間案を作成いたしました。

### 1 策定にあたっての基本的考え方

- ①現行計画の取組結果を検証し、残された課題を整理したうえで、その課題を解決するための取組を進める。（成人のスポーツ実施率の伸び悩み、競技力の向上等）
- ②現行計画策定後からの4年間におけるスポーツを取り巻く環境の変化（スポーツへの関心の高まり、地域のスポーツ資源の活用等）に対応する。
- ③三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会のレガシー（有形、無形のレガシー）を継承させる。

### 2 三重県スポーツ推進計画（現行計画）からの主な変更点

- ①運動・スポーツの考え方の見直し（推進施策2 地域におけるスポーツ活動の推進）  
「運動・スポーツの範囲」の概念や認識について見直しを行い、年齢や性別・ライフスタイルや障がいの有無に関わらず、気軽に運動・スポーツに取り組むことができる環境づくりや、意識の向上、普及・啓発に関する取組を追加。
- ②スポーツ・インテグリティの考えを導入（推進施策3 競技力の向上）  
スポーツにおけるインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高めるため、選手や指導者等を対象としたコンプライアンスの遵守等に関する教育・啓発活動の充実、競技団体等のガバナンス強化等に関する取組を追加。
- ③目標項目の変更（推進施策4 障がい者によるスポーツ活動の推進）  
障がい者スポーツの裾野の拡大には、県民の皆さんのがんばりが重要であるため、目標項目を「全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率」から「障がい者スポーツに興味がある県民の割合」に変更。
- ④大規模大会のレガシー継承の視点を追加  
(推進施策7 大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進)  
三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催を一過性のものとせず、長期的な視点でのスポーツの振興やスポーツを通じた地域活性化につなげていくため、開催によって創出することが見込まれる有形・無形のレガシーを具体的に追加。

### 3 「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」中間案の概要

#### （1）全体構成

##### 第1章 計画の策定にあたって

計画の策定趣旨、計画期間、特徴などについて記載

##### 第2章 推進施策の取組

7つの施策ごとに、「基本的な取組方向」と「取組内容」について記載

##### 第3章 計画の実現に向けて

計画の進行管理やスポーツ関係団体との連携について記載

#### （2）計画の特徴

##### ①三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功

三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、県民の皆さんがあなたに「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で関わっていただけるよう、市町や競技団体等と緊密に連携し、「オール三重」で開催準備と大会運営に万全を期していきます。さらに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得をめざすとともに、国体後も競技力が引き続き維持されるよう、人材の定着や競技環境等の整備に努めます。

##### ②障がい者スポーツの裾野の拡大

県では、ボッチャ国際大会の開催(H30.3)や英国パラスイミングチームの合宿(H30.9)、日本パラ水泳選手権大会(H30.12)の誘致を行うなど、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解を高める取組を進めており、これらの取組に引き続き、三重とこわか大会を開催することで、県民の皆さんの障がい者スポーツへの関心をより一層高めるとともに、障がいのある人がスポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上を図ります。

そして、共生社会の実現に向けて、障がいのある人がスポーツを通じて、自己の能力を最大限発揮し、自己実現をめざすことができるよう取り組みます。

##### ③大規模大会のレガシーを継承

全国高等学校総合体育大会、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらには東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する取組（事前キャンプ地誘致、聖火リレー等）に「オール三重」で取り組むことで得られる有形・無形のレガシーを広く継承し、スポーツを通じた人づくり、地域づくりにつなげていきます。

### 4 今後のスケジュール

平成30年12月～31年1月	パブリックコメントの実施
31年2月	第4回三重県スポーツ推進審議会で最終案を審議
3月	総務地域連携常任委員会に最終案を報告
	審議会から知事に答申

# 「第2次三重県スポーツ推進計画(仮称)」中間案の概要

策定  
趣旨

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を見据え、平成31(2019)年度以降のスポーツに関する取組を明確化

策定  
方針

①「スポーツ推進計画」の残された課題への対応

②スポーツを取り巻く環境の変化に対応

③大規模大会のレガシー(遺産)を継承

計画  
期間

平成31(2019)年度から平成34(2022)年度の4年間

計画の特徴

①三重とこわか国体・  
三重とこわか大会の成功  
○「オール三重」で取り組む  
開催準備・大会運営  
○三重とこわか国体での  
天皇杯・皇后杯の獲得

②障がい者スポーツの  
裾野の拡大  
○障がいのある人がスポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上

③大規模大会の  
レガシー(遺産)を継承  
○三重とこわか国体・  
三重とこわか大会等の開催による有形・無形のレガシー(遺産)を継承

施策別取組概要

※太字下線  
特徴となる施策

## 1 子どものスポーツ活動の充実

- 家庭や地域と連携した子どもの運動機会の拡充
- 体育事業の充実 ○運動部活動の適正化と充実

## 2 地域におけるスポーツ活動の推進

- 運動・スポーツに触れる機会の拡充
- 総合型地域スポーツクラブの育成
- 高齢者・女性・ビジネスパーソン  
世代のスポーツ参加の促進
- スポーツを通じた健康づくり

運動・スポーツの  
概念を見直し

## 3 競技力の向上

- ジュニア選手及び少年選手の育成・強化
- 成年選手の育成・強化
- 女性アスリートのサポート
- 指導者の養成・確保
- 競技力向上のための環境整備
- 競技スポーツを支える仕組みづくり
- スポーツ・インテグリティの保護・強化  
(コンプライアンスの遵守・ガバナンスの強化)

インテグリティに  
関する取組を追加

計画の実現に向けて

○計画の進行管理

○スポーツ関係団体との連携

○スポーツ顕彰の実施

※吹き出し…現行計画からの主な変更点

## 4 障がい者によるスポーツ活動の推進

- 三重とこわか大会の開催準備と  
障がい者スポーツ選手等の育成
- 障がい者スポーツの裾野の拡大  
(障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」取組)

目標項目を変更

## 5 スポーツを通じた地域の活性化

- 三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催や、  
スポーツツーリズムの取組を通じた地域の活性化
- 地域にねざしたクラブチームの育成・支援
- 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致
- スポーツを「みる」機会の創出、「支える」人材の養成

## 6 施設の整備等

- スポーツ施設の整備
- 県営スポーツ施設の管理運営

## 7 大規模大会の開催を契機とした スポーツ活動の推進

- 全国中学校体育大会の開催準備
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催
- 大規模大会のレガシー継承  
(有形のレガシー、無形のレガシー)

レガシーの  
継承を追加

計画のめざす姿

「三重県スポーツ推進条例」のめざす「県民力を結集した元気なみえ」の実現

# 「第2次三重県スポーツ推進計画(仮称)」中間案 推進施策の構成案

【資料2】

## 推進施策 1 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実

### (1)家庭や地域と連携した子どもの運動機会の拡充

①子どもが運動する機会の拡充

②家庭・保護者等への普及・啓発

### (2)体育授業の充実

①教員の指導力向上

②体力向上の目標設定、計画づくりの促進

③新体力テストの継続実施、家庭・保護者等への普及・啓発

④保育所・幼稚園・認定こども園等での運動習慣の充実

### (3)運動部活動の適正化と充実

①運動部活動の適正化

②運動部活動指導者の指導力向上

③部活動指導員・外部指導者の派遣

④生徒の全国大会出場支援

⑤全国中学校体育大会の開催

⑥生徒・指導者等の表彰、運動部活動の情報発信

…第2次計画から新たに追加・リニューアルする項目

## 推進施策 4 障がい者によるスポーツ活動の推進

### (1)三重とこわか大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成

①三重とこわか大会の開催準備

②北信越・東海ブロック予選会の開催誘致

③三重とこわか大会を「みる」機会の創出

④三重とこわか大会を「支える」人材の養成・確保

⑤選手個々の状況に応じたプログラムの作成、選手の発掘及び強化

⑥障がい者スポーツ選手・競技団体の育成、練習環境整備

### (2)障がい者スポーツの裾野の拡大

①東京パラリンピック事前キャンプ地誘致

②障がい者スポーツの機会充実、安心して運動・スポーツに参加できる環境整備

③特別支援学校での運動・スポーツを楽しむきっかけづくり

④障がい者スポーツを通した子どもたちの交流及び共同学習

⑤障がい者スポーツを「みる」機会の創出

⑥障がい者スポーツを「支える」人材の養成、スキルアップ

⑦県営施設におけるバリアフリー環境の整備、利便性向上

## 推進施策 2 地域におけるスポーツ活動の推進

### (1)県民の皆さんに運動・スポーツに親しむ機会の拡充

①スポーツ推進月間の設定、みえスポーツフェスティバル等の開催

②スポーツイベントの開催

### (2)総合型地域スポーツクラブの育成

①クラブアドバイザーによる支援

②クラブ相互の交流・連携による自立的運営、活性化の支援

### (3)高齢者のスポーツ参加の促進

①レクリエーション、運動・スポーツへの参加促進

②高齢者施策関係部局との連携

### (4)女性のスポーツ参加の促進

①子どもと一緒に運動できるイベントの実施

②先進事例の調査研究

### (5)ビジネスパーソン世代のスポーツ参加の促進

①スポーツ・運動の普及啓発・意識向上

②働き方改革を通じた運動・スポーツができる環境の整備

### (6)スポーツを通じた健康づくり

①スポーツ・運動習慣の定着・拡大支援

②健康マイレージ事業による健康づくり

## 推進施策 3 競技力の向上

### (1)ジュニア選手及び少年選手の育成・強化

①ジュニア選手の指定強化、各競技団体が行う強化活動の支援

②寄附金を財源としたジュニア・少年選手の指定強化

③ジュニアクラブ・運動部の指定強化

### (2)成年選手の育成・強化

①成年選手の強化指定

②成年選手の県内受入支援、競技環境の整備

③大学運動部・企業・クラブチームの強化指定

④成年選手の競技生活後のスキルアップ支援

### (3)女性アスリートのサポート

①女性特有の諸問題に関する研修会の開催、情報共有の場づくり

②女性指導者・スタッフ等の養成、周囲のサポートの検討

③女子選手等の発掘及び育成、クラブチーム支援

### (4)指導者の養成・確保

①本県を代表する指導者を対象としたコーチアカデミーの開講

②コーチアカデミー受講指導者を対象とした専門スタッフの派遣

③現役選手の派遣による競技力向上、競技団体の指導体制の充実

### (5)競技力向上のための環境整備

①競技環境・練習環境の整備

②競技用具の計画的整備

### (6)競技スポーツを支える仕組みづくり

①ホームページ等の活用による選手や指導者の活躍周知

### (7)スポーツ・インテグリティの保護・強化

①選手や指導者等を対象としたコンプライアンス遵守に関する教育・啓発

②競技団体等を対象としたガバナンスの強化

## 推進施策 5 スポーツを通じた地域の活性化

### (1)三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催や、スポーツツーリズムの取組を通じた地域の活性化

①スポーツツーリズムを通じた市町の地域活性化取組の支援

②「とこわか運動」の実施による人材の養成

③三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催後を見据えた市町との連携

### (2)地域に根ざしたクラブチームの育成・支援

①クラブチームの育成支援、地域交流の促進

②クラブチームを活用した地域の一体感の醸成

### (3)東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致

①市町等との連携による事前キャンプ地誘致

②市町等との連携による交流事業等の推進

### (4)スポーツを「みる」機会の創出、「支える」人材の養成

①スポーツを「みる」機会の創出

②スポーツを「支える」人材の養成

③スポーツを「支える」人材の継続的な活動支援

## 推進施策 6 施設の整備等

### (1)スポーツ施設の整備

①県営スポーツ施設の整備

②「三重県スポーツ施設整備計画」等に基づく市町スポーツ施設の整備

③プロスポーツの公式試合が可能となる施設に関する協議

### (2)県営スポーツ施設の管理運営

①指定管理者制度によるサービス向上・効率的な管理運営

②施設・設備の維持・修繕の実施

③ネーミングライツによるサービスの維持・向上、スポーツ振興・発展

## 推進施策 7 大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進

### (1)全国中学校体育大会の開催

①全国中学校体育大会の開催準備

②関係団体・観光・広報など関係部局と連携した情報発信

③大会を通じたスポーツを「みる」機会の創出、「支える」人材の養成

④地域とともに大会を盛り上げる魅力ある大会運営

### (2)三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催

①開催に向けた機運の盛り上げと「とこわか運動」の実施

②市町との連携による開催準備

③スポーツをする」「みる」「支える」ことを通じた人づくり

### (3)大規模大会開催のレガシーの継承

①有形のレガシーを継承する取組の実施

②無形のレガシーを継承する取組の実施

## 「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」中間案 目標項目と目標値

【資料3】

施策	推進施策	目標項目	目標項目の説明	選定理由	平成34(2022)年度の数値設定理由	実績値(H29)	目標値(H34)
推進施策1	子どもの体力向上とスポーツ活動の充実	(継続・数値見直し) 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の体力合計点の全国平均との比較	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の体力合計点の全国平均との比較	本県の子どもの体力状況を全国と客観的に比較し、全国平均を上回るようにする観点から選定。	本県の子どもたちの体力が、平成34(2022)年度に全国平均を上回ることをめざし設定。	48.81	51.0 ※H30 50.0
推進施策2	地域におけるスポーツ活動の充実	(継続) 成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	「みえ県民意識調査」を活用した調査において、1週間に1回以上、運動やスポーツを実施している県民の割合	地域スポーツ推進の取組を通じ、県民がスポーツに親しみ、スポーツを「する」人の拡大をめざす観点から選定。	スポーツを「する」人の割合が「3人に2人」程度となれば、スポーツに参加する人がさらに拡大していくと考えられることから設定。	43.2%	65.0% ※H30 65.0%
推進施策3	競技力の向上	(継続) 国民体育大会の男女総合成績	国民体育大会における都道府県ごとの男女総合順位	三重とこわか国体で天皇杯・皇后杯の獲得をめざし、大会終了後も安定した競技力を確保する観点から選定。	三重とこわか国体で天皇杯・皇后杯の獲得をめざし、大会終了後も安定した競技力を確保する観点から設定。  【各期間の目標】 H31～32 10位以内 H33 天皇杯・皇后杯の獲得 H34 10位以内	27位 ※H30 20位	10位以内 ※H30 10位台
推進施策4	障がい者によるスポーツ活動の推進	(新規) 障がい者スポーツに関心がある県民の割合	「e-モニター」を活用した調査において、障がい者スポーツに「関心がある」「やや関心がある」割合の合計	障がい者スポーツの裾野を広げるためには、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」県民の皆さんの関心を高めることが重要であるため選定。	東京パラリンピック、三重とこわか大会に向けて、本県においても障がい者スポーツへの関心が高まることが見込まれるため、60%で設定。	— ※参考 東京都 57.1%	60.0%
推進施策5	スポーツを通じた地域の活性化	(継続・数値見直し) スポーツを通じて夢や感動が育まれていると感じる県民の割合	「e-モニター」を活用した調査において、スポーツを通じて夢や感動が育まれていると「感じる」、「どちらかといえど感じる」割合の合計	三重とこわか国体・三重とこわか大会、東京オリンピック・パラリンピック等の開催や、地域のスポーツツーリズムの取組により、スポーツを通じて夢や感動が育まれ、地域の活性化につながることが期待できるため選定。	三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催に向けて、スポーツを通じて夢や感動が育まれると実感する県民の割合が増加することが見込まれるため、90%で設定。	84.2% ※H30 81.2%	90.0% ※H30 70.0%
推進施策6	施設の整備等	(継続・数値見直し) 県営スポーツ施設年間利用者数	国体・全国障害者スポーツ大会局が所管する県営スポーツ施設の年間利用者数	スポーツ施設の環境づくりに適切に取り組んだことの効果を示すことができると考えられることから選定。	各施設の指定管理者が目標値として設定している年間利用者数の合計値を設定。	842,648人	969,930人 ※H30 958,800人



### 3 福井国体での本県の競技成績と今後の取組について

#### 1 現状

第73回国民体育大会 福井しあわせ元気国体での本県の競技成績は、天皇杯順位（男女総合成績）、皇后杯順位（女子総合成績）とも20位となりました。

目標の10位台にはあと一歩及びませんでしたが、昨年の天皇杯27位、皇后杯33位から躍進することができました。また、入賞件数も昨年度の70件から83件に増加しました。

今年の福井国体では、開催県が、これまで2年連続で優勝していた東京都を破り、3年ぶりに天皇杯を獲得しました。また、皇后杯についても東京国体を含め5年連続で優勝していた東京都を破り、5年ぶりに獲得しました。

これらの結果を受け、三重県競技力向上対策本部の専門委員会（ジュニア・少年選手強化、成年選手強化、企業等連絡調整）及び対策委員会において、有識者等の委員により競技力向上の取組の成果や課題について協議を行うとともに、独自に福井県の強化対策についてベンチマークを行い、今後の取組について方向性を定めました。

福井国体における天皇杯得点の比較

	①福井県	②東京都	①-②	三重県
天皇杯順位	1位	2位		20位
成年種別得点	1,645	926.5	718.5	436
成年男子	938	530.5	407.5	253
成年女子	707	396	311	183
少年種別得点	851	919.5	△ 68.5	159.5
少年男子	455.5	395	60.5	92.5
少年女子	395.5	524.5	△ 129	67
参加点	400	400	—	400
合計	2,896	2,246	650	995.5

（参考：愛媛国体における比較）

③愛媛県	④東京都	③-④
2位	1位	
1,250.5	1,173.5	77
706.5	690	16.5
544	483.5	60.5
745	961.5	△ 216.5
443	513	△ 70
302	448.5	△ 146.5
400	400	—
2,395.5	2,535.0	△ 139.5

#### 2 成果と課題

今年の福井国体では、ハンドボール少年女子の初優勝、サッカー女子の和歌山国体（平成27年度）以来の優勝などのほか、これまで入賞から遠ざかっていた体操少年男子やなぎなた少年女子の入賞など、これまでの取組の成果がみられつつあります。

今年の福井県、昨年の愛媛県を参考とすると、少年種別で東京都と接戦に持ち込み、成年種別で東京都を引き離すことで、天皇杯・皇后杯を獲得することが可能となります。

少年種別においては、県内選手の県外流出を防ぐとともに、県外出身選手の受け入れを含め、強化指定運動部のある学校に選手が集まる流れをつくる必要があります。

また、ターゲットエイジ（三重とこわか国体において少年種別の選手となる年齢層）を中心に、育成・強化を図る必要があります。

成年種別においては、獲得する選手の基準を徹底するとともに、スカウト体制を充実させ、全国大会等で活躍する選手の獲得を一層進める必要があります。

## 第73回 国民体育大会 福井しあわせ元気国体 競技成績

### 活躍（優勝）した競技

#### 【団体種目】

競技	種別	備考
ハンドボール	少年女子	初優勝
サッカー	女子	和歌山国体以来の優勝
弓道	成年男子	遠的8チームが同率優勝

#### 入賞件数

	H29	H30
入賞件数	70 件	83 件
団体	18 件	19 件
個人	52 件	64 件

#### 【個人種目】

競技	種別	種目	氏名
陸上競技	成年女子	100m	世古 和
水泳(飛込)	成年男子	高飛込	村上 和基
レスリング	成年男子	フリースタイル61kg級	藤田 雄大
ウェイトリフティング	少年男子	94kg級スナッチ	増田 竜星
ウェイトリフティング	少年男子	95kg級トータル	増田 竜星
相撲	成年男子	個人戦	城山 聖羅

### 3 今後の取組

三重県競技力向上対策基本方針において、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を目指として定めており、また平成31年度は、天皇杯順位10位以内獲得をめざしています。

そのためには、各競技団体の現状に即した選手の確保、練習環境の整備、指導者の養成などに着実に取り組む必要があります。また、これらの取組のために十分な強化費が必要です。

#### ○ 少年種別の強化

東京都や福井県の現状を分析すると、少年種別の強化は不可欠であり、強化指定運動部を中心に国民体育大会で戦えるチームづくりが図られるよう、競技団体とともに取り組みます。

また、ターゲットエイジを中心とした選手の育成・強化が図られるよう、チームみえ・ユーチュアカデミーセンター事業の取組を充実させ、優れた指導者の養成・確保に取り組むとともに、強化練習等にサポートスタッフを派遣するなど、充実した指導体制で専門的な指導が行われるよう取り組みます。

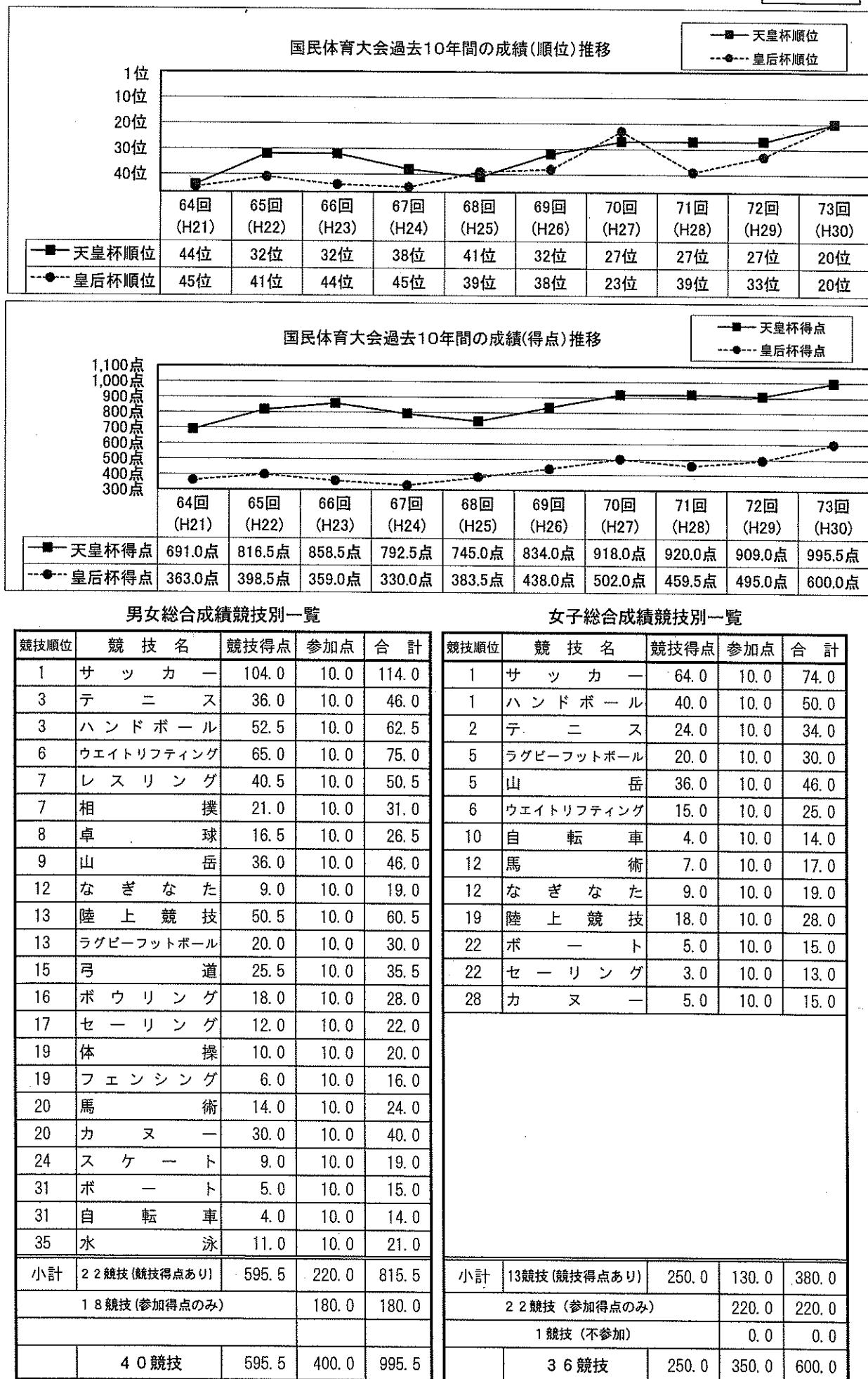
#### ○ 成年種別の強化

トップアスリートが県内に定着できるよう、競技団体と緊密に連携しながらスカウティングを強化し、県内企業等のほか、県職員、公立学校教員、スポーツ指導員として、県内受入れの一層の拡大を図ります。

また、本県に定着したアスリートが今後の国民体育大会等の国内外の大会で活躍できるよう、練習環境や競技環境の整備を進めます。

# 第73回国民体育大会に係る総合成績

資料1



# 第68回～73回国体における天皇杯順位の推移

資料2

第68回東京			第69回長崎			第70回和歌山			第71回岩手			第72回愛媛			第73回福井		
順	県名	得点合計	順	県名	得点合計	順	県名	得点合計	順	県名	得点合計	順	県名	得点合計	順	県名	得点合計
1	東京	3486.0	1	長崎	2,364.0	1	和歌山	2,257.0	1	東京	2,532.5	1	東京	2,535.0	1	福井	2,896.0
2	大阪	1839.5	2	東京	2,113.5	2	東京	2,052.5	2	岩手	1,924.0	2	愛媛	2,395.5	2	東京	2,246.0
3	埼玉	1813.5	3	愛知	1,886.5	3	愛知	1,977.5	3	埼玉	1,893.0	3	埼玉	1,787.5	3	大阪	1,880.0
4	愛知	1811.0	4	大阪	1,807.5	4	埼玉	1,904.5	4	愛知	1,777.5	4	大阪	1,784.0	4	埼玉	1,825.5
5	岐阜	1681.0	5	埼玉	1,702.5	5	大阪	1,806.5	5	千葉	1,676.0	5	神奈川	1,674.5	5	千葉	1,708.5
6	神奈川	1617.83	6	神奈川	1,649.5	6	神奈川	1,626.0	6	大阪	1,642.0	6	愛知	1,643.5	6	愛知	1,687.5
7	千葉	1524.5	7	福岡	1,509.5	7	千葉	1,528.5	7	愛媛	1,531.0	7	福井	1,588.5	7	神奈川	1,611.0
8	福岡	1410.0	8	北海道	1,484.5	8	福岡	1,519.5	8	神奈川	1,520.0	8	千葉	1,531.5	8	福岡	1,468.0
9	北海道	1330.5	9	岐阜	1,439.5	9	北海道	1,393.0	9	北海道	1,408.0	9	福岡	1,415.5	9	北海道	1,407.3
10	長崎	1219.5	10	千葉	1,394.0	10	京都	1,293.5	10	岐阜	1,354.5	10	兵庫	1,312.5	10	兵庫	1,287.5
11	京都	1197.0	11	兵庫	1,314.0	11	岡山	1,222.5	11	兵庫	1,293.0	11	京都	1,278.5	11	岡山	1,288.5
12	兵庫	1183.0	12	京都	1,222.5	12	兵庫	1,215.5	12	京都	1,289.0	12	兵庫	1,237.5	12	愛媛	1,235.0
13	栃木	1037.25	13	岡山	1,195.5	13	愛媛	1,203.5	13	福岡	1,286.0	13	福岡	1,233.5	13	長野	1,233.5
14	群馬	1036.5	14	群馬	1,139.0	14	長野	1,150.5	14	広島	1,192.5	14	岐阜	1,151.0	14	岐阜	1,232.5
15	広島	1036.0	15	和歌山	1,063.0	15	岐阜	1,130.5	15	岡山	1,146.0	15	広島	1,123.5	15	京都	1,156.0
16	岡山	1023.25	16	石川	1,027.5	16	岩手	1,099.0	16	静岡	1,093.5	16	岡山	1,093.5	16	茨城	1,120.0
17	長野	1002.5	17	福井	1,018.5	17	長崎	1,070.5	17	新潟	1,054.0	17	静岡	1,071.5	17	鹿児島	1,041.0
18	和歌山	990.5	18	広島	1,012.5	18	熊本	1,038.5	18	福井	1,052.5	18	長野	1,057.5	18	広島	1,033.8
19	山形	974.5	19	宮崎	1,001.0	19	栃木	1,029.0	19	長野	1,041.5	19	奈良	990.5	19	静岡	1,033.5
20	静岡	968.75	20	長野	997.0	20	静岡	1,015.5	20	和歌山	1,008.5	20	秋田	989.0	20	三重	995.5
21	宮城	955.0	21	愛媛	984.5	21	広島	1,000.5	21	富山	988.5	21	大分	974.5	21	大分	974.5
22	大分	944.0	22	山口	971.5	22	群馬	997.5	22	茨城	981.5	22	群馬	950.0	22	富山	966.5
23	岩手	943.0	23	栃木	966.5	23	宮城	956.5	23	山梨	953.5	23	茨城	948.0	23	石川	956.0
24	福井	938.0	24	熊本	935.0	24	滋賀	940.0	24	宮城	948.0	24	長崎	840.0	24	岩手	939.5
25	新潟	935.5	25	宮城	934.0	25	大分	930.5	25	群馬	934.0	25	大分	936.5	25	奈良	919.0
26	愛媛	932.75	26	静岡	917.0	26	福井	920.5	26	山形	929.0	26	和歌山	934.5	26	熊本	915.5
27	熊本	923.5	27	鹿児島	897.5	27	三重	918.0	27	三重	920.0	27	三重	909.0	27	和歌山	912.5
28	石川	903.0	28	大分	896.0	28	山口	904.5	28	長崎	919.5	28	石川	906.5	28	栃木	875.5
29	茨城	886.5	29	山梨	892.0	29	石川	887.0	29	山口	906.5	29	熊本	903.0	29	香川	859.5
30	香川	880.0	30	山形	870.0	30	香川	879.0	30	栃木	903.5	30	香川	888.0	30	宮城	859.0
31	山梨	856.5	31	茨城	852.5	31	福島	866.0	31	熊本	899.5	31	山形	873.5	31	滋賀	854.5
32	山口	848.5	32	三重	834.0	32	茨城	839.0	32	鹿児島	895.0	32	新潟	871.0	32	群馬	846.0
33	富山	842.5	33	富山	830.5	33	奈良	834.5	33	滋賀	888.0	33	鹿児島	864.5	33	佐賀	826.5
34	青森	840.0	34	福島	823.0	34	山梨	818.5	34	奈良	869.0	34	宮城	842.0	34	山形	817.3
35	福島	816.5	35	滋賀	810.5	35	富山	807.0	35	福島	843.5	35	青森	827.5	35	山口	813.0
36	鹿児島	815.5	35	奈良	810.5	35	山形	801.5	36	石川	838.0	36	富山	821.0	36	山梨	803.0
37	奈良	787.0	37	岩手	807.5	37	鹿児島	799.5	37	秋田	817.5	37	山梨	812.5	37	新潟	792.5
38	宮崎	778.0	38	鳥取	790.0	38	秋田	774.5	38	大分	786.0	38	島根	806.0	38	秋田	787.5
39	秋田	774.5	39	佐賀	783.0	39	新潟	767.0	39	宮崎	768.5	39	滋賀	802.5	39	宮崎	780.5
40	滋賀	763.83	40	新潟	780.0	40	青森	722.5	40	青森	759.5	40	山口	797.5	40	鳥取	751.0
41	三重	745.0	41	香川	779.5	41	鳥取	722.5	41	福島	768.0	41	長崎	725.0	41	高知	721.5
42	高知	721.5	42	秋田	769.0	42	宮崎	707.5	42	鳥取	753.5	42	青森	692.5	42	沖縄	655.5
43	沖縄	719.5	43	青森	758.5	43	佐賀	687.5	43	佐賀	739.5	43	沖縄	670.0	43	福島	654.0
44	佐賀	651.0	44	沖縄	726.0	44	島根	648.5	44	島根	632.0	44	宮崎	702.0	44	徳島	607.5
45	鳥取	620.0	45	島根	555.0	45	沖縄	633.0	45	徳島	540.5	45	島根	533.0	45	島根	533.0
46	島根	575.83	46	徳島	550.0	46	徳島	605.5	46	高知	576.5	46	高知	552.5	46	高知	506.8
47	徳島	536.5	47	高知	539.0	47	高知	576.5	47	高知	455.5				47	高知	506.8

## 第68回～73回国体における皇后杯順位の推移

資料3

第68回東京			第69回長崎			第70回和歌山			第71回岩手			第72回愛媛			第73回福井		
順	県名	得点合計	順	県名	得点合計	順	県名	得点合計	順	県名	得点合計	順	県名	得点合計	順	県名	得点合計
1	東京	1622.0	1	東京	1118.5	1	東京	1121.0	1	東京	1322.5	1	東京	1282.0	1	福井	1462.5
2	大阪	883.5	2	長崎	1076.5	2	和歌山	999.5	2	岩手	981.0	2	愛媛	1196.0	2	東京	1280.5
3	岐阜	840.0	3	愛知	1024.0	3	大阪	963.5	3	愛知	979.0	3	大阪	985.0	3	大阪	1046.0
4	埼玉	835.5	4	大阪	919.0	4	愛知	942.5	4	埼玉	970.0	4	愛知	925.0	4	愛知	1007.0
5	千葉	834.5	5	岐阜	825.0	5	埼玉	803.0	5	愛媛	968.0	5	埼玉	915.5	5	埼玉	957.5
6	愛知	822.0	6	千葉	818.5	6	千葉	749.5	6	大阪	951.0	6	千葉	842.5	6	神奈川	884.0
7	神奈川	725.5	7	北海道	763.0	7	神奈川	729.5	7	京都	790.5	7	神奈川	835.0	7	千葉	830.0
8	福岡	721.0	8	兵庫	752.5	8	兵庫	694.5	8	北海道	751.0	8	福井	825.0	8	福岡	815.0
9	兵庫	682.5	9	神奈川	693.0	9	北海道	670.5	9	北海道	743.5	9	兵庫	823.5	9	兵庫	814.0
10	北海道	670.0	10	埼玉	662.0	10	愛媛	665.0	10	岐阜	735.0	10	福岡	767.5	10	愛媛	763.0
11	群馬	602.0	11	福岡	642.5	11	岐阜	658.0	11	福岡	734.5	11	京都	745.5	11	長野	731.5
12	広島	599.0	12	愛媛	622.5	12	福岡	625.0	12	岐阜	733.0	12	岩手	675.5	12	岡山	707.5
13	長崎	594.0	13	群馬	607.0	13	広島	624.5	13	茨城	660.5	13	岐阜	664.5	13	静岡	698.0
14	栃木	584.5	14	広島	568.5	14	静岡	610.5	14	岡山	655.5	14	岡山	628.5	14	茨城	689.5
15	愛媛	571.0	15	熊本	555.0	15	岡山	608.5	15	岩手	653.5	15	北海道	628.0	15	北海道	666.3
16	長野	529.5	16	山梨	552.5	16	長野	598.0	16	福井	645.5	16	広島	615.5	16	鹿児島	647.0
17	山梨	526.0	17	岡山	546.5	18	京都	545.5	18	京都	597.0	18	長野	623.5	17	岐阜	646.0
18	新潟	525.5	19	和歌山	543.5	19	群馬	569.0	19	群馬	588.5	19	静岡	608.0	18	広島	637.8
19	京都	519.5	20	栃木	540.0	20	長崎	547.5	21	熊本	542.0	21	富山	582.0	19	京都	613.0
20	熊本	517.5	21	静岡	526.5	22	長野	500.5	22	宮城	537.0	22	茨城	558.0	20	三重	600.0
21	静岡	516.5	22	宮城	495.5	23	三重	502.0	23	熊本	566.5	22	群馬	591.5	21	群馬	591.5
22	福井	511.0	24	奈良	486.5	24	福井	500.5	24	長崎	553.5	22	石川	581.5	22	山形	575.3
23	山形	508.5	25	佐賀	484.0	25	茨城	488.5	25	山形	566.0	23	山形	566.0	23	鹿児島	543.0
24	宮城	493.5	26	鹿児島	480.5	26	滋賀	486.0	26	熊本	542.0	24	熊本	558.0	24	富山	558.0
25	山口	490.5	27	山口	476.5	27	山口	470.5	27	群馬	565.5	25	群馬	541.5	25	岩手	555.5
26	和歌山	490.0	28	富山	475.5	28	大分	468.5	28	山形	541.5	26	新潟	519.0	26	栃木	538.5
27	岩手	483.0	29	福島	471.5	29	山梨	459.5	29	和歌山	544.0	27	鳥取	519.0	27	熊本	537.5
28	滋賀	477.0	30	石川	468.5	30	鳥取	459.0	30	香川	527.0	28	香川	526.0	28	大分	523.5
29	大分	469.5	31	鳥取	458.5	31	栃木	454.5	31	福島	519.5	29	奈良	506.5	29	奈良	520.5
30	鹿児島	462.0	32	山形	453.5	32	佐賀	440.0	32	石川	508.5	30	石川	500.5	30	山口	504.5
30	富山	458.0	33	岩手	450.0	33	鹿児島	437.0	33	佐賀	493.0	32	佐賀	504.0	32	佐賀	486.5
32	香川	452.0	34	福井	449.5	34	香川	433.5	34	山口	491.5	33	山口	495.0	34	長崎	485.0
33	岡山	447.5	34	滋賀	449.5	35	福島	430.5	35	長崎	491.0	35	鳥取	488.0	35	滋賀	471.5
34	福島	445.0	36	大分	445.0	36	石川	430.0	36	秋田	486.5	36	香川	464.5	36	宮城	466.0
35	石川	442.5	37	茨城	441.5	37	富山	425.0	37	奈良	470.0	37	和歌山	466.0	37	和歌山	466.0
36	青森	434.0	38	三重	438.0	38	秋田	414.0	38	滋賀	466.5	38	佐賀	462.0	38	鳥取	459.5
37	茨城	421.5	39	新潟	425.0	39	山形	410.5	39	三重	459.5	39	秋田	450.0	39	青森	423.0
38	佐賀	397.0	40	秋田	420.0	40	新潟	405.5	40	青森	458.5	40	福島	455.0	40	宮崎	439.5
39	三重	383.5	41	宮崎	414.5	41	徳島	367.5	41	栃木	452.5	41	大分	449.0	41	新潟	439.0
40	高知	382.0	42	香川	402.0	42	沖縄	356.0	42	滋賀	442.0	42	沖縄	430.0	42	沖縄	423.0
41	宮崎	377.5	43	青森	383.0	43	青森	354.0	43	島根	444.0	43	徳島	416.5	43	徳島	415.5
42	秋田	371.5	44	島根	367.0	44	島根	347.0	44	宮崎	440.5	44	宮崎	403.0	44	福島	412.0
43	奈良	365.5	45	沖縄	360.5	45	高知	340.0	45	沖縄	419.0	45	徳島	380.0	45	青森	395.5
44	鳥取	360.5	46	徳島	331.0	46	奈良	337.0	46	島根	388.5	46	島根	332.0	46	島根	388.5
45	沖縄	347.0	47	高知	315.5	47	宮崎	334.5	47	高知	373.5	47	高知	328.8	47	高知	328.8



## 4 南部地域活性化の取組について

### 1 インバウンドの誘客に向けた取組

東紀州地域においては、伊勢志摩サミット開催後インバウンドが徐々に増加しています。来年はラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、インバウンド誘客の絶好のチャンスを迎えます。こうした状況を踏まえ、インバウンド向けの情報発信、受入体制の整備に取り組んでいます。

#### (1) 日本外国特派員協会との連携による情報発信

公益社団法人日本外国特派員協会と連携し、同協会に所属する海外メディアの記者を対象にプロモーションを行い、東紀州地域の魅力を発信します。

##### 【事業概要】

- ①開催日：平成31年1月24日
- ②場所：日本外国特派員協会(東京都千代田区丸の内)
- ③募集：100人程度
- ④内容：
  - ・各市町長による地域の魅力紹介
  - ・歴史・文化に関心の高い外国人講師と現地取材を行った外国人ライターによる対談
  - ・地域食材のPRを兼ねた夕食会（有料）
  - ・伝統芸能の披露

#### (2) 愛知県、岐阜県等との広域連携による情報発信

愛知県奥三河、岐阜県東美濃、長野県南信州、三重県東紀州の各エリアは、魅力がありながら、今までインバウンドにあまり知られていない地域でした。

このため、愛知県、岐阜県、長野県、中部経済連合会等と連携して、「広域連携観光地域づくり実行委員会」を設立し、海外への情報発信に取り組みます。

##### 【事業概要】

- ①設立：平成30年11月27日
- ②構成：  
愛知県、岐阜県、長野県、三重県、名古屋市、一般社団法人ツーリズムとよた、中部国際空港株式会社、一般社団法人中部経済連合会（事務局）
- ③今後の取組：
  - ・欧米豪の富裕層を中心に広域観光ルートの紹介や動画を海外向け情報サイトにより発信。
  - ・愛知県立大学の外国人留学生による現地調査とSNS等での情報発信。

## 2 熊野古道センターの次期指定管理者選定に向けた取組

熊野古道センターは平成19年度から指定管理者制度を導入し、民間団体の創意工夫のもと、企画展や体験学習、講演会・講座等を実施しています。指定管理の期間が平成31年度をもって終了することから、次期指定管理者の選定に向け有識者で構成する運営評価懇話会を設置し、各分野の専門家から意見を聴取しました。

いただいた意見を踏まえ、委託業務の見直しに反映していきます。

### (1) 熊野古道センター運営評価懇話会

①開催日：平成30年10月1日

②委員：

内山 裕紀子（くまの体験企画代表）  
大西 かおり（大杉谷自然学校校長）  
櫻井 治男（皇學館大学大学院特別教授）  
辻林 浩（和歌山県世界遺産センター センター長）  
速水 亨（速水林業代表）  
三石 学（みえ熊野学研究会運営委員会委員長）  
安井 広伸（公認会計士）

③主な意見：

- ・ここに来れば、熊野古道に関するあらゆる情報が得られるようにする必要がある。
- ・子どもたちに地域のことを知つてもらうことが大事である。将来を見据えて人材育成につながるような取組をお願いしたい。
- ・他県の熊野古道関係機関等との連携を積極的に進めていく必要がある。
- ・地域の人が利用しやすい熊野古道センターをめざしてほしい。

### (2) 来年度のスケジュール(予定)

- ・予算案（債務負担行為）提出（2月）
- ・指定管理者選定委員会の設置・開催（6月）
- ・募集（7月）
- ・審査・候補者の選定（10月）
- ・指定議案の提出（11月定例月会議）
- ・新しい指定管理者との協定締結（3月）
- ・新しい指定管理者による指定管理（4月）

**5 審議会等の審議状況について**  
 (平成30年9月14日～平成30年11月20日)

1 審議会等の名称	第55回三重県国土利用計画審議会
2 開催年月日	平成30年10月22日
3 委員	会長 浅野 聰 委員 池田 太一 他7名
4 諒問事項	三重県土地利用基本計画の変更について
5 調査審議結果	三重県土地利用基本計画の変更について審議が行われ、意見を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	第3回三重県スポーツ推進審議会
2 開催年月日	平成30年11月8日
3 委員	会長 鶴原 清志 副会長 馬瀬 隆彦 委員 田所 伸久 他10名
4 諒問事項	「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」（案）について
5 調査審議結果	「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」（案）について審議が行われ、意見を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成30年10月11日
3 委員	委員長 後藤 洋子 委員長代理 山下 謙一郎 委員 清水 栄嗣 他2名
4 諮問事項	三重県営総合競技場等指定管理候補者選定第2次審査(ヒアリング審査)について
5 調査審議結果	申請者から事業計画の概要等について説明を受け、質疑応答が行われるなど、ヒアリング審査が行われた。
6 備考	

1 審議会等の名称	第3回三重県営総合競技場等指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成30年10月18日
3 委員	委員長 後藤 洋子 委員長代理 山下 謙一郎 委員 清水 栄嗣 他2名
4 諮問事項	三重県営総合競技場等指定管理候補者選定総合審査について
5 調査審議結果	三重県営総合競技場他3施設における指定管理候補者について総合審査が行われ、答申がされた。
6 備考	